

外国人労働者受け入れ政策¹

少子高齢化による労働力不足への対策

慶應義塾大学 櫻川昌哉研究会

2006年12月

加藤岬造

齋藤悠司

佐々木祐樹

中村直記

原章仁

¹本稿は、2006年12月16日、17日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2006」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、櫻川昌哉教授（慶應義塾大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

目次

はじめに	P.4
1. 問題意識	P.5
1. 1 少子化の進展と将来的な見込み	P.5
1. 2 高齢化の進展と将来的な見込み	P.8
1. 3 少子高齢化の経済への長期的影響	P.9
1. 4 問題意識のまとめ	P.10
2. 現状分析	P.11
2. 1 先行研究	P.11
2. 2 少子化の要因	P.11
2. 3 子育て支援政策の国際比較	P.13
2. 3. 1 両立支援政策の国際比較	
2. 3. 2 経済的支援政策の国際比較	
2. 4 日本と EU 諸国の政策評価	P.18
3. 将来推計	P.20
3. 1 先行研究	P.20
3. 2 マクロ計量モデルとその構造	P.20
3. 3 雇用政策の効果別シナリオ	P.22
3. 4 マクロ経済の将来シミュレーション	P.24
3. 4. 1 中位推計と低位推計の比較	
3. 4. 2 雇用政策の効果の検討	
3. 5 日本社会に対する少子高齢化のその他の影響	P.29
4. 政策的インプリケーション	P.32
4. 1 出産・育児に関する少子高齢化対策	P.32
4. 1. 1 有配偶女性の労働条件に関する政策提言	
4. 1. 1. 1 現在の日本の状況	
4. 1. 1. 2 労働格差からの政策提言	
4. 1. 1. 3 育児休暇からの政策提言	
4. 1. 2 育児の質コストに関する政策提言	
4. 1. 2. 1 現在の日本の状況	
4. 1. 2. 2 育児の質コストを軽減させる政策提言	
4. 2 外国人労働者受け入れによる労働力不足	P.35
4. 2. 1 現在の日本の法律	
4. 2. 1. 1 日本における外国人の就労活動	

4. 2. 1. 2	研修制度とその問題点	
4. 2. 2	外国の例	
4. 2. 2. 1	ドイツ	
4. 2. 2. 2	シンガポール	
4. 2. 2. 3	アメリカ	
4. 2. 2. 4	まとめ	
4. 2. 3	外国人労働者受け入れ政策とその影響	
4. 2. 3. 1	供給国への政策提言	
4. 2. 3. 2	需要国としての政策提言	
4. 2. 3. 3	国民の意識改革	
4. 3	政策提言のまとめ	P.44
終わりに	P.45
補足資料	P.46
参考文献・データ出典	P.54

はじめに

我が国は少子高齢化社会であると言われている。少子高齢化とは、合計特殊出生率の低下により出生数が減少し、総人口に占める高齢者の割合が増加する現象を指す。この少子高齢化という言葉は、テレビ、新聞、インターネットなどでよく目にし、耳にする言葉である。しかし、実際に我が国の少子高齢化がどの程度進行しているのか、また、少子高齢化は私たちにどのような影響を与えるのか、ということについてはさほど認識されていないように感じる。これは、少子高齢化という問題が現段階ではまだ実感しにくく、考えにくいことであることに起因しているのではないだろうか。しかし、少子高齢化は今こそ考えなければならぬ問題である。そして、今すぐに何らかの対策を講じるべき問題である。なぜなら、少子高齢化は将来に渡っての問題であり、またその対策は、効果が現れるまで時間がかかるものが多く、気が付いたら手遅れ、ということになりかねないからだ。しかし、残念ながら現在の日本の少子高齢化対策は海外と比較してみても、遅れていると言わざるを得ない。また、少子高齢化による社会・経済への影響に関しても、国民の認識不足はもちろん、政府の議論もあまり行われていないのが現状である。

我が国が発展していくためにも、また国民が豊かになるためにも、少子高齢化は深く議論がなされ、また、対策を講じなければいけない問題である。本論文では、少子高齢化はなぜ起こるのか、その要因の分析と、将来に渡る経済への影響について検証する。これにより問題点を明確にし、その解決への政策的インプリケーションを提示していきたい。

1. 問題意識

本章では、本論文を進めるための前提となる問題意識について述べる。

まず、我が国の少子化、高齢化の推移を見ていく。少子化は合計特殊出生率の推移を基に検証を行い、将来的な見通しについて述べる。また、高齢化は、高齢化率の推移を基に検証を行い、少子化と同じく将来的な見通しについて言及する。さらに、少子高齢化の経済への波及経路と経済にどのような影響があるかについて検証し、私たちの問題意識を明らかにしていく。

1. 1 少子化の進展と将来的な見込み

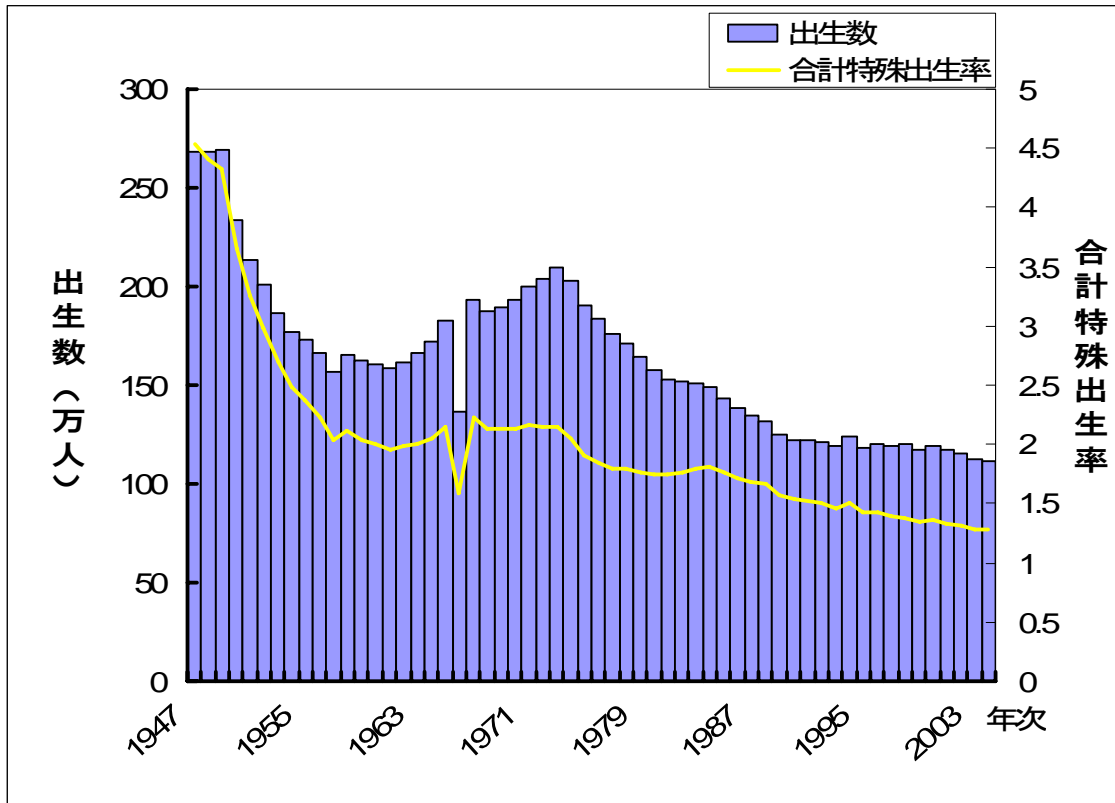
少子高齢化の定義とは何であろうか。まず、少子化について定義をしよう。一人の女性が一生に産む子供の数の指標として、合計特殊出生率がある。合計特殊出生率とは、女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、各年齢における出生率を足し合わせたものである。長期的に人口を維持できる合計特殊出生率の水準を「人口置き換え水準（人口置換水準）」と言い、合計特殊出生率がこの水準を下回ると人口が減少し始める、という水準である。我が国では、2.08 前後の数値がこの水準に該当する¹。つまり、我が国では合計特殊出生率が 2.08 を下回ると少子化している、と言える。では、実際に日本は少子化していると言えるのであろうか。

我が国の合計特殊出生率は、1947 年当時 4.0 を上回っていた（4.54）が、その後減少し、1950 年代後半から 1970 年代後半にかけては 2.1 前後で推移していた。しかし、第二次ベビーブームと呼ばれた 1973 年の 2.13 をピークとして、1975 年には 2 を下回り、以降人口置き換え水準を下回ったまま推移している。1989 年には、ひのえうま²のため出生数が一時的に減少した 1966 年の 1.58 を下回る 1.57 を記録し、「1.57 ショック」として、少子化に対して関心が集まった。2004 年には 1.29 にまで下落しており、現在の日本社会は少子化が進行している、と言える（図 1-1 を参照）。

¹ 内閣府「平成 16 年版 少子化社会白書」による

² 干支のひとつ。五行説によって、丙は火の兄、午は正南であるので、この年には火災が多いとする。また、この年生まれの女は夫を殺すという迷信がある。（広辞苑 第五版による）

【図 1-1: 出生数と合計特殊出生率】



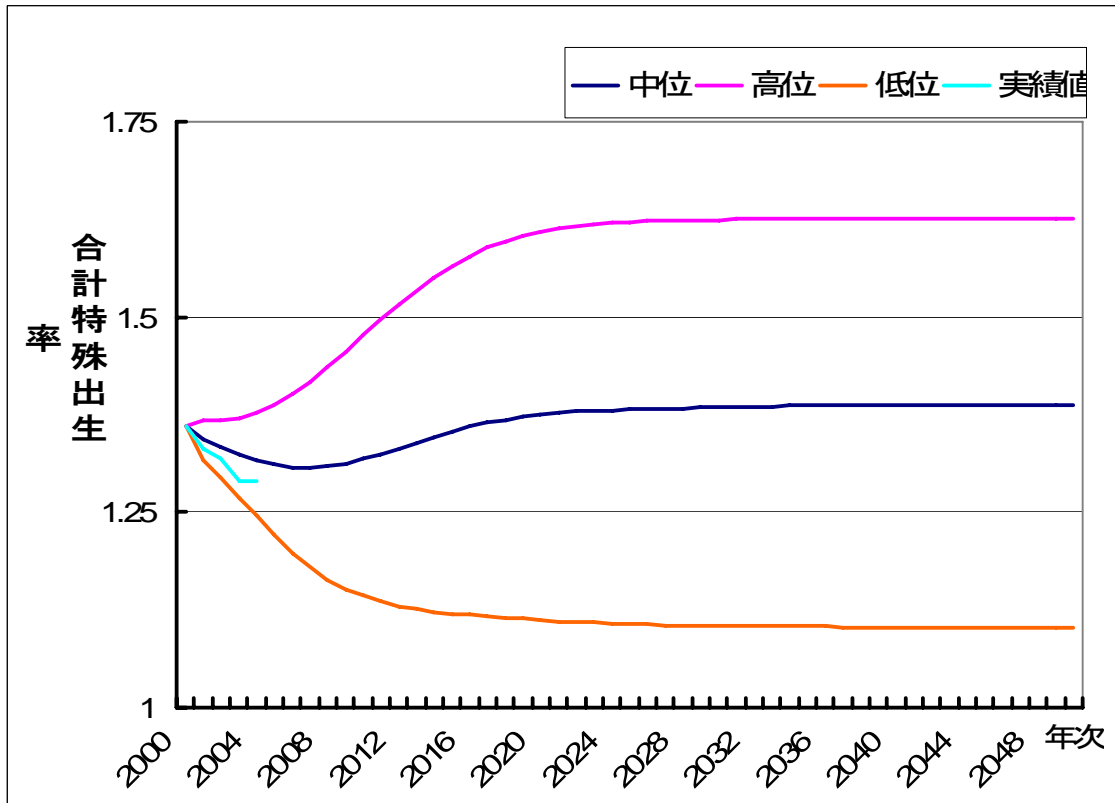
資料：厚生労働省「平成 16 年人口動態統計の年間推計」を基に作成

次に、少子化の将来的な見込みについて、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口」（2000 年 1 月推計）を基に見ていく。国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口」には、高位、中位、低位の 3 つの推計がある。それぞれの推計では将来的な合計特殊出生率の仮定に違いがあり、①高位推計では 2000 年の 1.36 から直ちに上昇、2049 年には 1.63 にまで回復、②中位推計では 2000 年の 1.36 から 2007 年の 1.31 まで低下した後、上昇に転じ 2049 年には 1.39 にまで回復、③低位推計では 2000 年の 1.36 から低下を続け、2049 年に 1.10 にまで下落、となっている（図 1-2 を参照）。この仮定に従って総人口の将来推計を行うと 2004 年時点の約 1 億 2769 万人¹から、2050 年には高位推計で約 1 億 825 万人、中位推計で約 1 億 60 万人、低位推計では約 9203 万人にまで減少する。さらに 2100 年には、高位推計で約 8176 万人、中位推計で約 6414 万人、低位推計で約 4645 万人にまで減少する（図 1-3 を参照）。すなわち、2100 年には日本の総人口が 2004 年の半分以下にまで減ってしまう可能性がある、ということである。2000 年から 2004 年までの合計特殊出生率は、中位推計の仮定値と低位推計の仮定値の間あたりを推移しているため、この仮定は現在のところ非常に現実的なものであると言える。

以上のように、少子化の定義とは、我が国の合計特殊出生率が「人口置き換え水準」を下回って推移することである。また、少子化の進行により将来的に人口が減少することが予想され、現在の合計特殊出生率のまま推移すると、2100 年には人口が現在の半分以下にまで減少する可能性がある。次節では、少子化の進行に付随して起こる高齢化について述べていく。

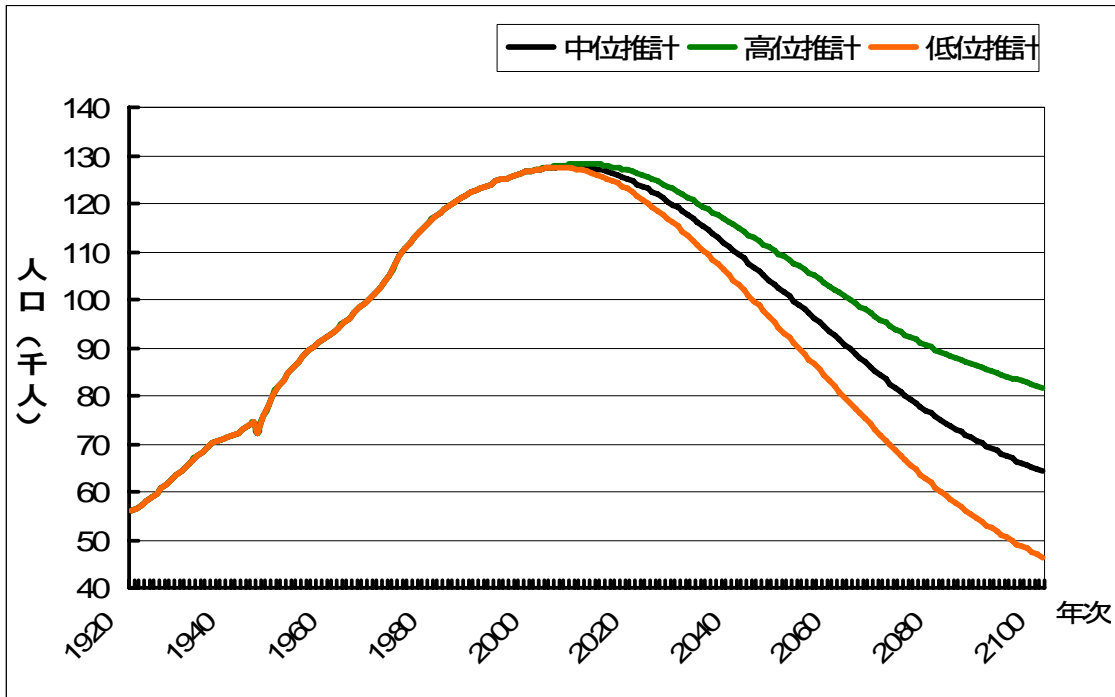
¹総務省統計局「平成 16 年 人口推計年報」による

【1-2: 合計特殊出生率の推移】



資料：「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」社会保障・人口問題研究所を基に作成

【1-3: 将来推計人口の推移】



資料：「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」社会保障・人口問題研究所を基に作成

1. 2 高齢化の進展と将来的な見込み

高齢化とは人口に対する 65 歳以上人口の割合の増加である。少子化により若年層の割合が減少することで相対的に 65 歳以上人口の割合が増加することから、高齢化は少子化に付随して起こる減少であるといえる。我が国の高齢化率（人口に対する 65 歳以上人口の比率）は、1950 年には 5%に満たなかったが、以降上昇を続け 1970 年には 7%を、1994 年には 14%を超え、2005 年には 20.0%に達している¹。

一般に高齢化率が 7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と呼ぶ。高齢化社会から高齢社会に到達するまでの年数を高齢化の進展速度の指標とすると、日本は 24 年と、他の高齢化が進展している国と比べても、異常とも言える速度で高齢化が進展していることがわかる（図 1-4 参照）。他の高齢化が進展している国で最も高齢化の進展速度が速いドイツでも高齢化社会から高齢社会に至るまで 40 年かかっており、日本は世界的に見ても高齢化の進展している国と言える。

【図 1-4: 高齢化社会から高齢社会に至るまでの年数】

国	老年人口割合の到達年次		所要年数
	7%	14%	
アメリカ合衆国	1942 年	2014 年	72 年
ドイツ	1932	1972	40
スウェーデン	1887	1972	85
イギリス	1929	1976	47
イタリア	1927	1988	61
フランス	1864	1979	115
オーストラリア	1939	2012	73
日本	1970	1994	24

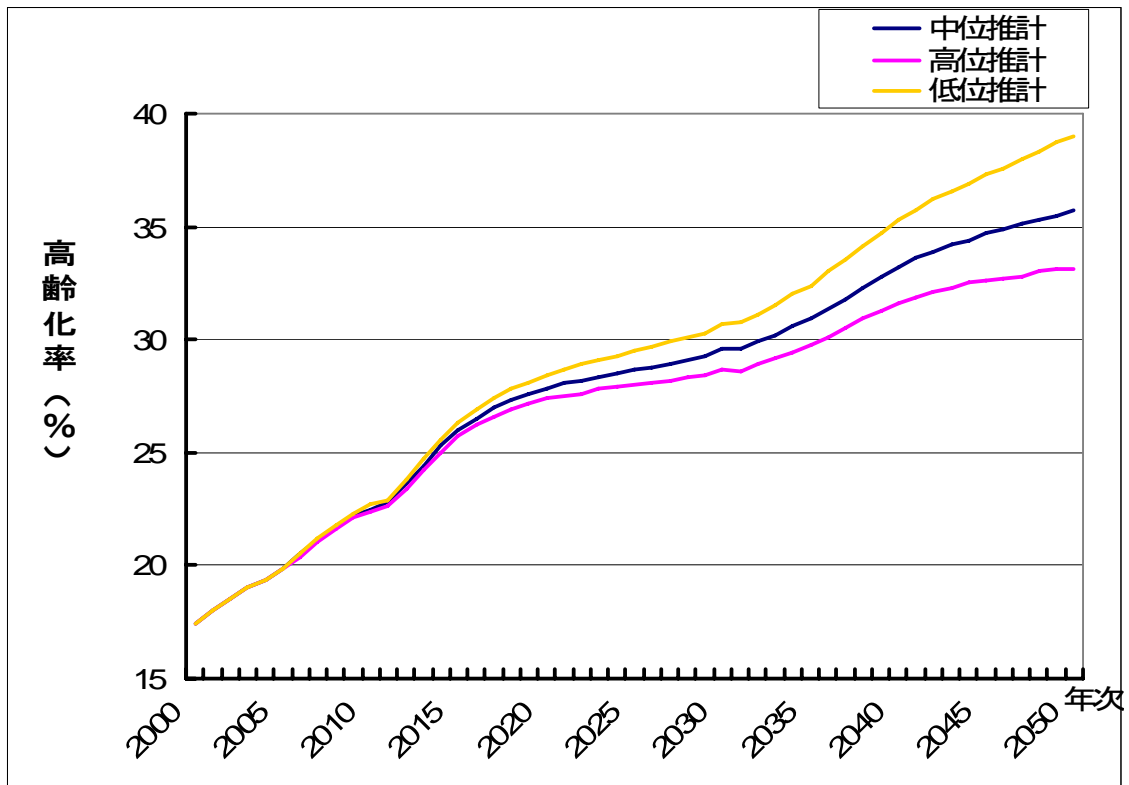
出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料案」

以上のように、我が国の高齢化が進展していること、また、高齢化の進展速度が速いことは明らかである。

次に、高齢化の将来的な見通しについて述べていく。国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口」（2000 年 1 月推計）によると、高齢者人口は 2020 年まで急速に増加し、その後も継続的に上昇していく見通しであり、2050 年には約 3586 万人にまで増加する。しかし総人口が減少に転じるため、高齢化率は 2050 年に、高位推計で 33.1%、中位推計で 35.7%、低位推計で 39.0%と急激に上昇する（図 1-5 参照）。つまり、合計特殊出生率が現在のままで推移すると、3 人に 1 人が高齢者という、驚くほど高齢化の進んだ社会となってしまうのである。

¹ 内閣府「平成 18 年版 高齢社会白書」による

【図 1-5: 将来の高齢化率の推移】



資料：「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」社会保障・人口問題研究所を基に作成

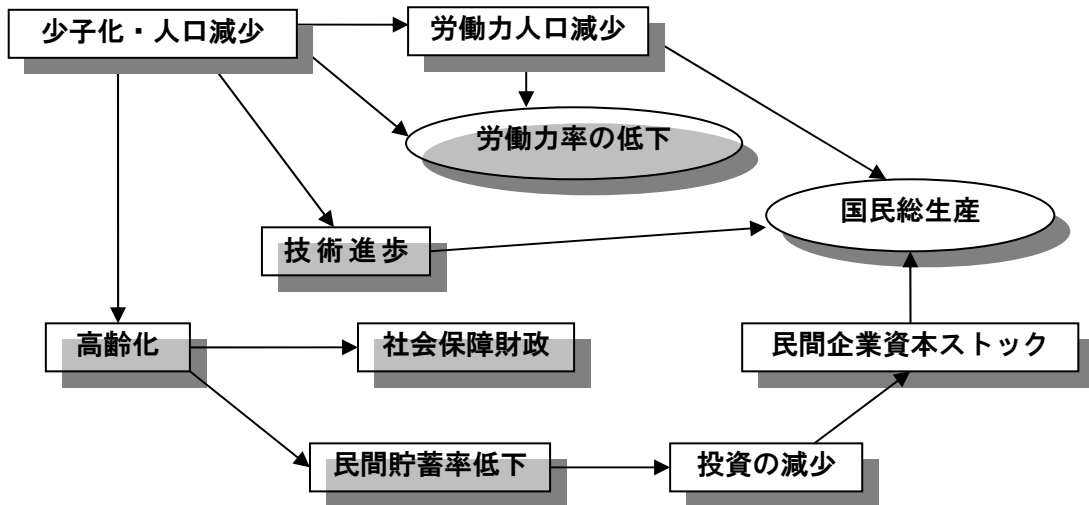
以上のように、我が国の高齢化は非常に速い速度で進行しており、また、将来にかけても高齢化率が非常に速い速度で上昇していくことは明らかである。次節では、少子高齢化の経済に対する影響について考察していく。

1. 3 少子高齢化の経済への長期的な影響

これまで述べてきたように、現在我が国の合計特殊出生率は人口置き換え水準を大きく下回って推移しており、まもなく我が国は人口減少社会へと転ずることが予測される。また、高齢化は合計特殊出生率の低下を受けて非常に速い速度で進展しており、将来的にも継続的に上昇していくことが予想される。これが我が国の少子高齢化社会の現状なのであるが、では、少子高齢化社会は我が国にどのような影響を与えるのであろうか。主に長期的な経済面から考察を加えていく。

まず、少子化による人口の減少から、労働力人口の減少が考えられる。労働力人口の減少は、投入される労働を減少させるため、国民総生産に直接的な影響を及ぼす。さらに、高齢化率の上昇は労働力率（総人口に占める労働力人口の割合）を低下させると考えられる。労働力率の低下は、国民一人当たりの GDP の減少を及ぼすであろう。国民一人当たり GDP の減少は、民間最終消費の低下を招く。また、高齢化は社会保障給付費の増大を引き起こすと考えられる。社会保障給付費の増大は、雇用主の社会保障負担の増大を意味するので、企業設備投資を抑制する効果があるであろう。さらに、高齢者は貯蓄を取り崩して消費を行うと考えられるので、民間貯蓄の減少を引き起こすと考えられる。新古典派の理論に従えば、貯蓄は投資の源泉であるから、民間貯蓄の減少とともに企業設備投資も減少することが予

【図 1-6: 少子高齢化の経済への波及経路】



加藤久和 (2005) 『将来人口シナリオに基づく経済社会の将来像』を基に作成

想される。企業設備投資の減少は、民間企業資本ストックの伸びの鈍化を招く。民間企業資本ストックは国民総生産の生産要素であるから、民間企業資本ストックの伸びの鈍化は、国民総生産の伸びの鈍化を引き起こす。一方、技術進歩に関しては、少子化による若年労働者の減少が創造性や活力を失わせるため、技術進歩率は低下する、という考え方と、労働力減少によって省力化が進み、技術進歩率は上昇する、という考え方がある。いずれにせよ、国民総生産の成長率に影響を及ぼすことは考慮すべきであろう。

以上のように、我が国の少子高齢化は経済に様々な経路から影響を及ぼすと考えられる。中でも、私たちが最も注目したのは、国民一人当たり GDP への影響である。私たちは、一国全体の豊かさよりも、一人一人の豊かさのほうが、国民の豊かさの指標として勝っているのではないかと考えた。もし国民総生産が減少したとしても、総人口が国民総生産よりも速い速度で減少したならば、国民一人当たり GDP は増加することとなる。人口が減ることで国民総生産が減少することは、労働力人口が減少していることを考えても至極当然のことであり、国民総生産は、国民の「豊かさ」を正確に表しているとは考えにく。

1. 4 問題意識のまとめ

本章では、我が国の少子高齢化の進展を少子化と高齢化の二つの視点から述べ、少子高齢化の経済への影響を考察した。我が国では合計特殊出生率の低下により、過去、現在に渡って少子化が進行している。また、将来においても少子化は進行していくものと推測される。少子化に付随して非常に速度の速い高齢化が起こっており、将来的にも高齢化の流れは続くものと思われる。少子高齢化は経済に対して様々な経路から負の影響を及ぼし、私たちが豊かさの指標として定義した一人当たり GDP の伸びの鈍化、あるいは減少を引き起こすのではないかと懸念される。以下、第二章においては、少子化の要因を海外との比較の視点から分析し、現行の少子化対策政策の問題点を抽出する。第三章において、少子高齢化の将来的な経済への影響を、マクロ計量モデルを用いて明確にする。そして、第四章において第二章における分析、第三章における将来推計を基に、問題点を解決する政策的インプリケーションを試みる。

2. 現状分析

前章では、日本の少子高齢化の現状について、少子化、高齢化の推移について言及し、また、高齢化は少子化に付随して起こる現象であることを述べた。さらに少子高齢化が日本経済に様々な影響を与えることも示した。そこで、本章では少子化がなぜ起こるのか、その要因について分析し、また、ヨーロッパとの家族政策の比較から、日本の少子化対策の問題点を明確にしていく。

2. 1 先行研究

内閣府「平成16年版 少子化社会白書」には、なぜ少子化が進行しているのかについて、晩婚化・未婚化を挙げ、未婚率の調査、アンケートによる結婚への意識調査を用いて分析が行われている。また晩婚化、未婚化の要因として、育児しやすい環境整備の遅れ、結婚・出産に対する意識の変化、子育てに対する負担感の増大、経済的不安定性の増大などを挙げている。しかし、具体的に育児しやすい環境がどの程度整っていないのか、問題点の解決方法などについて抽象的な部分が多く、分析についてもほとんどが裏づけの無い推測にとどまっている。

また、先行論文では、阿藤（1982）による、出生率の低下が未婚率の上昇及び晩婚化にある、という分析結果があり、岩澤（2002）は最近の日本の少子化の約70%は未婚率の上昇および晩婚化によるもので、残りの約30%がそれ以外の出産行動によるものである、と結論している。しかし、出生率の上昇要因に触れていない点でやや信頼性に欠くとも言える。山口（2005）は少子化の決定要因は未婚率の上昇や晩婚化のみならず、夫の家事への協力度合い、育児休暇制度などの家族政策の有無、子供の「質コスト」の増大などが大きく影響している、と結論している。

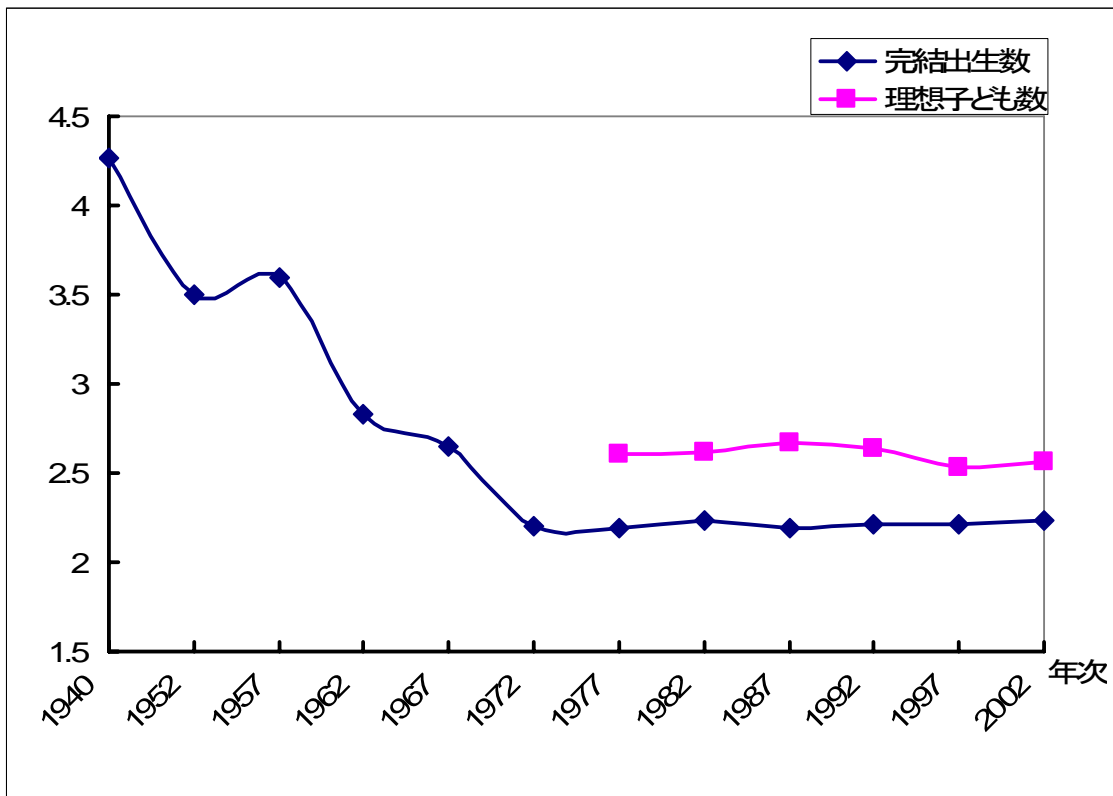
2. 2 少子化の要因

少子化の要因として考えられるのは、夫婦の出生力の低下、未婚率の上昇・晩婚化、子供を産むことのコストの増大、女性の高学歴化、またそれに伴う女性の社会進出の進展、家族政策の不備などが考えられる。このうち、夫婦の出生力の低下については、完結出生児数（結婚持続帰還15～19年の夫婦の平均出生子供数）がここ30年間以上2.1前後の数値で推移していることから、否定される。また、未婚率の上昇、晩婚化は、合計特殊出生率の見かけの下落に寄与していることは疑う余地は無い。なぜなら、合計特殊出生率は、各年齢における出生率を合計することで、仮想の女性の一生を想定するのであり、いずれかの年齢層において構造変化があった場合、実際の女性の一生の出生率は変わらないにも関わらず見かけ上は変化するからである。しかし、非婚率の上昇・晩婚化のみによって合計特殊出生率が下落したと言うのは議論の飛躍に他ならない。なぜなら、非婚率の上昇・晩婚化はどちらも結婚行動であり、したがって既婚女性の出産行動は重要ではない、ということになりかねないからだ。実際に合計特殊出生率の時系列データを被説明変数とし、女性の生涯未婚率

(50 歳時の未婚率) および女性の平均初婚年齢を説明変数とし回帰分析を行うと、女性の平均初婚年齢は両側 5%水準において有意であるが、女性の生涯未婚率については両側 5%水準において有意でない、という結果が出る (Adjusted R-square=0.783)。

そこで私たちは、既婚女性の出産行動に焦点を絞って分析していく。まず、女性の理想の子供数と実際の平均出生児数に格差があるのかどうか、もしあるならば、それはどこに原因があるのかについて見ていく。国立社会保障・人口問題研究所「出生動向調査」では、1977 年から理想の子供数について、50 歳未満の妻を対象に調査を行っている。それによると、1977 年の時点で理想の子供数と完結出生数には 0.42 人の差がある。それ以降、理想の子供数と完結出生数には 0.3~0.5 の間で差が生じている (図 2-1 参照)。つまり、これはそれぞれの夫婦が平均して 0.3 人から 0.5 人の子供を産むことをあきらめている、ということである。2002 年の調査時に理想の子供を持たない理由として挙げられているのは、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎているから」、であり、次いで「高齢で生むのは嫌だから」、「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」となっている (図 2-2 参照)。まず、私たちはこのアンケート項目のうち回答率の高かったものの中から、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、「自分の仕事に差し支えるから」という二つの項目に注目し、「教育」および「教育娯楽」への支出額、女性 20 歳~39 歳の労働力率を説明変数とし、合計特殊出生率を被説明変数として回帰分析を行った。その結果、二つのパラメータのどちらも両側 5%水準において有意である、という結果を得た (Adjusted R-square=0.969)。この結果は、合計特殊出生率は、結婚行動のみならず、既婚女性の出産行動にも大きく影響される、ということを示している。

【図 2-1 完結出生数の推移】



資料：「人口統計資料集」社会保障・人口問題研究所を基に作成

【図 2-2 理想の子供数をもたない理由】 (%)

子育てや教育にお金がかかりすぎるから	62.9
高齢であるから	33.2
育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	21.8
子供がのびのびと育つ社会環境ではないから	20.4
健康上の理由から	19.7
自分の仕事に差し支えるから	17.1

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」を基に作成

注：予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦を対象。総数には25歳未満を含む。理由不詳を除く。
複数回答可

次に私たちは、アンケート項目の「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」、「自分の仕事に差支えが出るから」の二つに注目し、検証を行った。この二つのアンケート項目の回答率が高い理由は、日本の家族政策の遅れにあるのではないかと考えられる。つまり、我が国が働きながら子供を育てられる環境に無いこと、また、育児の負担を軽減する政策が講じられていないことが、合計特殊出生率の低下に寄与しているのではないと思われるのである。さらに、この家族政策の遅れは晩婚化・非婚化に寄与しているとも考えられ、合計特殊出生率への間接的な影響も考えられる。次節では、子育て支援政策についてEU諸国との比較検討を行い、現在の日本の政策の問題点について明らかにしていく。

2. 3 子育て支援政策の国際比較

そもそも日本は米国や西欧の経済的先進諸国に比べ家庭内の分業が強く残り、女性にとって就業と家庭の役割の両立が難しく、また有業の母親への政策支援も遅れている（津谷、2004）。したがって日本は出生に伴って離職する女性の労働市場への再参入がしにくい社会である、と言えのではないだろうか。私たちはこの問題を検証するため、様々な子育て支援政策が展開されている欧米諸国と日本との政策の比較を行った。

一般に、出生を促進させる手段には大きく二つのカテゴリーに分けることができる。ひとつは、「子育てと仕事」の両立を可能にする社会環境を整備するものである。近年、EU諸国では「Reconciliation between work and family life（仕事と家族生活との調和）」というスローガンの下で、こうした社会環境の整備が積極的に進められている。このカテゴリーには出産休暇制度、親休暇制度、保育サービスの充実といった両立支援政策が含まれる。もう一つは、子供のいる家庭に経済的支援を行うものであり、所得税における保育費用控除、児童手当などがこのカテゴリーに含まれる。

以下では、まず「子育てと仕事」の両立支援政策について、①出産休暇、②育児休暇、③育児サービスについて検討する。次に、子育てのための経済的支援策について、児童手当を中心に国際比較を行う。そして、最後に日本とEU諸国の子育て支援策の包括的な分析を行い、政策パターンの相違について検証する。

2. 3. 1 両立支援政策の国際比較

まず、出産休暇について検証を行う。欧州理事会は1992年に出産休暇について指令(Directive 92/85/eec)を採択し、EU加盟国は最低14週間の出産休暇を法律的に保障することを要請されている。これを受けて、EU各国は国内の出産休暇制度の整備を行っている。出産による就業の中断は、機会コストを増大させる。すなわち、就業が中断されることで、

本来ならばその期間受け取れるはずであった所得の全てもしくは一部が受け取れないのである。そのため、子育てに対する支援水準という観点から国際比較を行う場合、各国の出産休暇の長さのみならず休暇中の賃金補償の水準にも注目する必要がある。そこで、日本と EU 諸国の出産休暇期間および賃金保障率について EU 諸国と比較をしてみる。まず、日本は出産休暇期間において、ドイツと並んで最低水準である。また、賃金補償率においては、データのある 14 ヶ国のうち、60%と最も低い（図 2-3 参照）。出産休暇期間において日本と同水準であったドイツの賃金補償率が 100%であることを考えると、日本は EU 諸国に比べ、両立支援政策において遅れている国である、と言わざるを得ない。

【図 2-3 EU 諸国と日本の出産休暇期間および賃金補償率】

	出産休暇期間	賃金補償率 (%)
オーストリア	112 日	100
ベルギー	105 日	82
デンマーク	親休暇と一体化	失業手当と同額
フィンランド	105 日	66
フランス	112 日 第 3 子 182 日	100
ドイツ	98 日	100
ギリシャ	119 日	100
アイルランド	182 日	70
イタリア	150 日	80
ルクセンブルグ	112 日	100
オランダ	112 日	100
ノルウェー	親休暇と一体化	
ポルトガル	120 日	100
スペイン	112 日	100
スウェーデン	親休暇と一体化	
イギリス	126 日	90
日本	98 日	60

資料：Moss, P&Deven, F(eds.)(1999) Parental Leave : Progress or Pitfall?/ European Commission.(2002) MISSOC 2002.

労働省女性局（1999）『改正男女雇用機会均等法のあらまし』

次に、親休暇について検証を行う。1992 年に EU の閣僚理事会で採択された「Recommendation on Childcare(92/241/EEC)」では、顕著になってきた女性の仕事役割と家庭役割の対立を緩和するために、EU 各国の政府に対してチャイルド・ケア・サービスの充実とともに子供の世話のための特別休暇制度を確立することを要請している。この制度の目的は、就業者に子育てのための休暇を取得する権利を保障することで、育児と仕事の柔軟なコンビネーションを可能にさせることである。この結果、女性側には育児と仕事の両立を容易にし、就業機会を拡大させ、男性側には積極的な育児参加をうながし、父親と母親の間の子育て責任の均等な分配をもたらす。1996 年に欧州理事会で採択された指令（EU Directive 96/34/EC）では、出産休暇後に子供の世話をするために被雇用者に与えられる休暇として、EU 各国に最低 3 ヶ月の親休暇制度を法律的に補償することが要請されている。

2001 年前後の EU 諸国と日本の親休暇を比較すると、EU 諸国の親休暇の期間に 6 ヶ月から 3 年とかなりの幅があるのに対して、日本は 1 年間であり、そこまで低い水準ではない。また、日本の休暇期間中の現金給付も賃金の 40~80%と比較的高い水準であると言える。さらに、日本は part time 形態での休暇も認めている（図 2-4 を参照）。しかし、日本国

内に親休暇を取ることを悪とする風潮があることは否めず、労働力市場が女性の労働力再参入に柔軟性の無い国であることも指摘されている（Adsera,2004）。

【図 2-4 EU 諸国と日本の親休暇期間と期間内の現金給付額】

	休暇期間	現金給付	part time 形態での休暇
オーストリア	2 年	月額 5,643 シリング	なし
ベルギー	6 ヶ月 (1 年間の TC 制度)	月額 20,808BF	あり
デンマーク	1 年	失業手当と同額	あり
フィンランド	6 ヶ月 (三歳まで休める)	衆参休暇と同額	あり
フランス	3 年	月額 3,131FF	あり
ドイツ	3 年	月額 600DM	あり
ギリシャ	7 ヶ月	なし	あり
アイルランド	6 ヶ月	なし	あり
イタリア	10 ヶ月	賃金の 30%	なし
ルクセンブルグ	1 年	月額 64,992F	あり
オランダ	6 ヶ月	なし	あり
ノルウェー	1 年	賃金の 80%	あり
ポルトガル	6 ヶ月 (CC 制度 2 年)	なし	あり
スペイン	3 年	なし	あり
スウェーデン	1 年 4 ヶ月	賃金の 80%	あり
イギリス	6 ヶ月	なし	あり
日本	1 年	賃金の 40~80%	あり

資料 : Moss ,P&Deven, F(eds.)(1999) Parental Leave : Progress or Pitfall?/ OECD(2001) Staring Strong.

Bradshaw,J&Finch,N.(2002) A Comparison of Child Benefit Packages in 22 Countries.

厚生労働省「育児・介護休業法のあらまし」(2002)

最後に、育児サービスについて検証を行う。育児サービスとは保育園や幼稚園などの初等教育就学以前の子供のケアを家族以外のプロの委託し、いわば子育てを「外部化」することによって、親の子育ての負担を軽減し、育児と仕事の両立を可能にするものである。EU 諸国と日本の初等教育就学前の子供の育児サービスの水準を比較する。ここでは、0~2 歳児の育児サービスを利用している子供の割合と 3~5 歳児のうち育児サービスを利用している子供の割合を比較している（図 2-5 参照）。

これによると、ノルディック諸国で 0-2 歳児の利用率が高く、地中海諸国で利用率が低くなる傾向が分かる。他方、3-5 歳児では、フランス、ベルギーで利用者割合が高く、ギリシャではこの年齢層の割合が最も低くなっている。日本の利用者割合は 0-2 歳の年齢層でも 3-5 歳の年齢層でも利用率は低く、育児サービスの充実度はかなり低いと言える。

【図 2-5 EU 諸国と日本の育児サービス利用率】

	0～2 歳(%)	3～5 歳(%)
オーストリア	4	68
ベルギー	30	97
デンマーク	64	91
フィンランド	22	66
フランス	30	97
ドイツ	10	78
ギリシャ	3	46
アイルランド	38	56
イタリア	6	95
オランダ	6	98
ノルウェー	40	80
ポルトガル	12	75
スペイン	5	84
スウェーデン	48	80
イギリス	34	60
日本	13	34

資料：OECD(2001) Employment Outlook

ここで興味深いのは、0～2 歳児の利用者割合と 3～5 歳児の割合の変動係数に大きな差がある点である。すなわち前者の変動係数を計算すると 80.9 なのに対し後者は 25.7 であり、前者の約 30%に過ぎない。つまり、3～5 歳の子供の育児サービスの充実度における国家間の格差にあまりばらつきが無いのに対して、0～2 歳の低年齢児の育児サービスについては国家間にばらつきが見取れる、ということである。こうした子供の年齢による違いは、3 歳未満の子供の育児を家庭で行うか、あるいはプロに任せるかという「子供のケアの望ましい担い手」に関する考え方が国によってかなり違うことを示唆していると考えられる。

本項では、子育て支援政策の、子育てと仕事の両立を促す両立支援政策について検証してきた。次項では、子育て支援政策のもうひとつの 카테고리である、子供のいる家庭への経済的支援政策について述べていく。

2. 3. 2 経済的支援政策の国際比較

ここからは、EU 諸国と日本の経済的支援策について国際比較を行う。各国の児童手当についての比較を中心に検討していく。

児童手当とは子供のいる家庭に対する補助金であり、その支給年齢、支給額について各国でかなりの違いがある（図 2-6、図 2-7 参照）。日本と EU 諸国について比較を行うと、日本は支給年齢について EU 諸国とかなりの差があることが分かる。EU 諸国はいずれの国も支給年齢を 16 歳まで～20 歳までの支給としているのに対して、日本の支給年齢は 6 歳まで、と実に 10 年以上の支給期間の違いがある。また、EU 諸国の多くは子供が教育機関に在学中の場合の支給年齢の延長を設けているのに対して、日本はそのような措置はとっていない。他方、給付金額については、子供の数、年齢、出生順位によって金額を変動させている国がほとんどであり、日本も子供の出生順位によって給付金額が異なっている。

【図 2-6 EU 諸国と日本の児童手当支給額】

オーストリア	第一子 10歳未満:96ドル、10~19歳:113ドル、19歳以上:133ドル 第二子 10歳未満:108ドル、10~19歳:125ドル、19歳以上:145ドル 第三子 10歳未満:120ドル、10~19歳:136ドル、19歳以上:156ドル
ベルギー	第一子 6歳未満:65ドル、6~11歳:77ドル、12~17歳:88ドル 第二子 6歳未満:121ドル、6~11歳:144ドル、12~17歳:155ドル 第三子 6歳未満:180ドル、6~11歳:203ドル、12~17歳:215ドル
フランス	子供一人:100ドル 子供が一人増えるたびに129ドルを加算。11歳以上の子供には28ドルが加算。 16歳以上の子供には50ドルが加算。
ポルトガル	支給額は子供の年齢、子供の数、世帯の所得により変化する。
ギリシャ	子供一人:5ドル 子供二人:16ドル 子供三人:36ドル 子供四人:45ドル 子供が一人増えるごとに8ドルを加算
オランダ	子供一人 5歳まで:61.5ドル、6~11歳まで:34ドル、12歳以上:88ドル 子供二人 5歳まで:61.5ドル、6~11歳まで:34ドル、12歳以上:198ドル 子供三人 5歳まで:61.5ドル、6~11歳まで:34ドル、12歳以上:205ドル
ドイツ	第一子・第二子:135ドル 第三子:150ドル 第四子以上:175ドル
フィンランド	第一子:89ドル 第二子:110ドル 第三子:130ドル 第四子:150ドル 第五子以上:171ドル
アイルランド	第一子・第二子:67.5ドル 第三子以上:86.0ドル
ノルウェー	子供一人:108ドル 子供が1歳~3歳の間は73ドルを加算。
デンマーク	子供一人 3歳未満:121ドル、3~6歳:110ドル、7歳以上:88ドル
イタリア	支給額は子供の数に比例し、世帯の所得に反比例して変動する。
ルクセンブルグ	第一子:152ドル 第二子:366ドル 第三子:666ドル 子供が6歳以上の場合は590フラン、12歳以上は1,772フランを加算。
スウェーデン	子供一人:106ドル 第三子には28ドル、第四子には84ドル、第五子以上には106ドルが加算される。
イギリス	第一子:40ドル、第二子以降:27ドル
日本	第一子・第二子:46ドル、第三子以降:93ドル

資料: OECD(2001) Taxing Wages 1999-2000、European commission (2002)MISSOC 2002、Social Security Administration (2002) Social Security Programs Throughout the World.

健康保険組合連合会 (2002) 『社会保障年鑑 2002 年度版』

【図 2-7 EU 諸国と日本の児童手当支給年齢】

オーストリア	18 歳未満。教育機関に在学中の場合は 25 歳未満。
ベルギー	18 歳未満。教育機関に在学中の場合は 25 歳未満。
フランス	20 歳未満。
ポルトガル	16 歳未満。教育機関に在学中の場合は、25 歳未満。
ギリシャ	18 歳未満。教育機関に在学中の場合は 22 歳未満。
オランダ	16 歳未満。教育機関に在学中の場合は 18 歳未満。
ドイツ	18 歳未満。教育機関に在学中の場合は 27 歳未満。
フィンランド	18 歳未満。
アイルランド	16 歳未満。教育機関に在学中は 19 歳未満。
ノルウェー	18 歳未満。
デンマーク	18 歳未満。
イタリア	18 歳未満。
ルクセンブルグ	18 歳未満。教育機関に在学中の場合は 27 歳未満。
スウェーデン	16 歳未満。教育機関に在学中の場合は 20 歳未満。
イギリス	16 歳未満。教育機関にフルタイムで就学している場合は 19 歳未満。
日本	6 歳まで。

資料：OECD(2001) Taxing Wages 1999-2000、European commission (2002)MISSOC 2002、Social Security Administration (2002) Social Security Programs Throughout the World.
健康保険組合連合会（2002）『社会保障年鑑 2002 年度版』

日本の経済的支援政策はその給付金額が 6 歳までと EU 諸国に比べて給付期間が短い。これは、EU 諸国の中で年齢によって給付金額を変化させている国のほとんどが、年齢が上がるにつれて給付金を増加させていることを考えると、日本の経済的支援策は EU 諸国に比べて、極めて低い水準にあると言わざるを得ない。

本項まで、日本の子育て支援政策を EU 諸国の子育て支援政策の水準との比較という観点から、両立支援政策および経済的支援政策について検討してきた。その結果、日本の子育て支援政策の水準は EU 諸国に比べて、両立支援政策においても、また経済的支援政策についても極めて低い水準にあることがわかった。そこで次節では、子育て支援政策の遅れが少子化にどれほど影響しているのか、について検討していく。

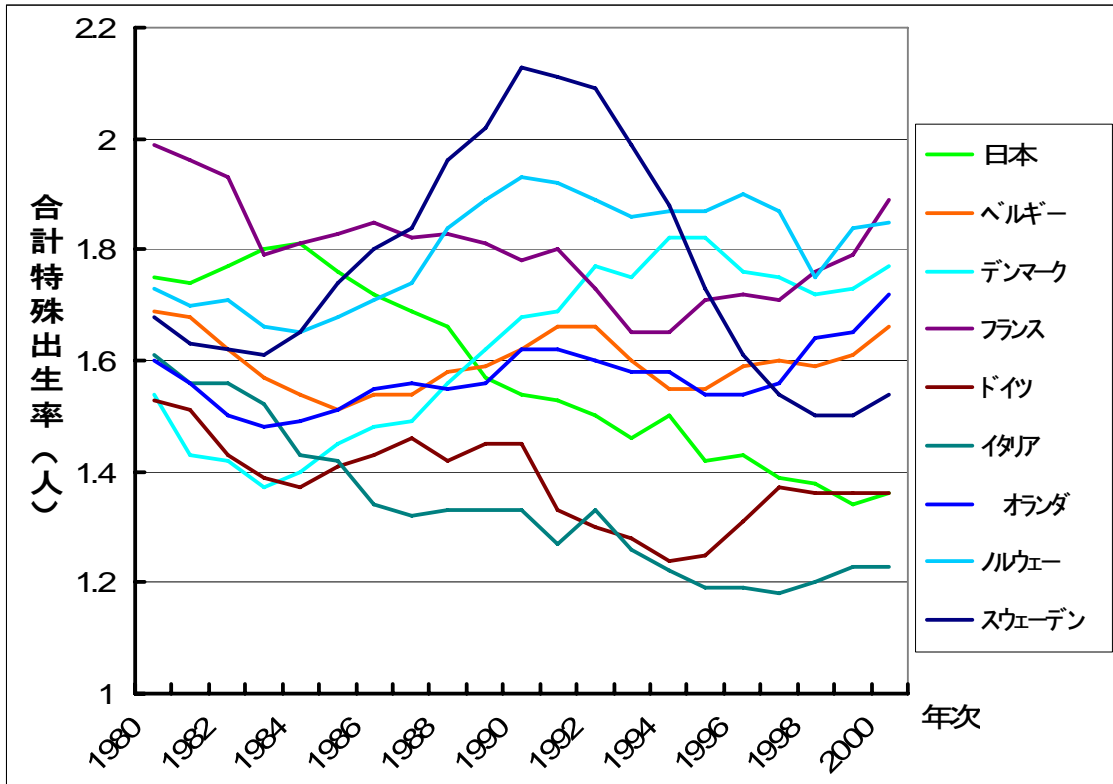
2. 4 日本と EU 諸国の政策評価

子育て支援政策は、どのような経路から少子化に影響を与えるのであろうか。まず、子育て支援政策が進んでいない状態で女性の社会進出が進んだ場合、女性が出産・育児の機会コストを嫌って、育児・出産よりも仕事を取る可能性が高いと考えられる。また、両立支援政策が進んでいない社会では、育児にかかる時間が多くなるであろうし、経済的支援政策が進んでいない社会では、育児にかかるお金が多くなると考えられる。そのため、特に職を持っていて育児に時間をかけられない女性にとっては、非常に子供を産みにくい社会になることが予想される。したがって、女性の社会進出が進んでいるにも関わらず、少子化の進んでいない国ほど、子供を産みやすい社会である、と言えるであろうと私たちは考えた。そこで、日本及び EU 諸国（オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、イギリス）について、合計特殊出生率と 25～39 歳女性（イギリスのみ 25～34 歳女性）の労働力率の相関関係を調べた。25 歳～39 歳女性の労働力率を用いたのは、出産行動、および労働の両方に関係した世代に限定した分析を行うためである。方法としては単回帰分析を用い、Adjusted R-square が 0.8 以上であること、t 値が絶対値を取って 2 以

上であること、および両側 5%水準において有意であることを、相関関係がある、とみなすこととする。

結果は、日本のみ合計特殊出生率と 25 歳～39 歳女性の労働力率の間に相関関係が見られ、EU 諸国については、最も Adjusted R-square の高かったデンマークでも 0.580 と、全ての国において相関関係は見られなかった（補足資料参照）。また、合計特殊出生率で見ると、EU 諸国は 1994 年～1997 年ごろまでは低下を続けるが、その後回復する、というパターンが多く見られる（図 2-8 参照）。

【図 2-8 日本と EU 諸国の合計特殊出生率の推移】



以上の分析から、EU 諸国において子育て支援政策が合計特殊出生率を上昇させる方向で影響したこと、また、日本の少子化の要因として、女性の社会進出が合計特殊出生率を低下させる方向で働いていることは疑う余地が無いと言える。また、日本において女性の社会進出が合計特殊出生率を低下させる方向で働いていることは、日本社会が子供を産みにくい社会である、と女性が認識していることを示している。そして、この問題を解決し、EU 諸国のように女性の社会進出と合計特殊出生率の間の相関関係を無くしていくためには、EU 諸国の同水準、あるいはそれ以上の子育て支援政策が不可欠である。

3. 将来推計

前章では、少子化の要因について検証し、その問題点を明確にした。しかし、少子化対策の政策は即効性のあるものではなく、政策の実施から実際に効果が出るまでに時間を要する場合が多いと思われる。政策の実施が遅れば遅れるほど、少子化からの回復は時間を要するものとなり、長期的な経済成長にも少子化が影響を及ぼす可能性が高くなる。そこで本章では少子化が経済にもたらす長期的な影響を、マクロ計量モデルを用いて分析し、少子化への対策が遅れ、少子化が長期化した場合にどうなるのか、その問題点について検証していく。まず、モデルの諸仮定や、モデルの構造、特徴について説明した後、実際のシミュレーション結果について検証を加え、少子化が経済に及ぼす影響を分析していく。

3. 1 先行研究

マクロ計量モデルを用いて長期的なシミュレーションを行った論文としては、稲田他(1992)、加藤(2001)、本田(2003)、加藤(2004)などがある。

稲田他(1982)は賃金指数を用いて質を勘案した労働力を使い、マクロ経済の長期的なシミュレーションを行っている。労働の質を勘案しているなど、人口の高齢化・少子化を反映させたモデルとなっているが、主に社会保障財政に重点を置いた構造となっており、一般政府部門がやや肥大化したモデルとなっている。また、モデルの規模の割に推計期間が短いなどの問題もある。

加藤(2001)、加藤(2004)は稲田他と同じく、社会保障財政に重点を置いたシミュレーションを行っている。しかし、やはり推計期間に対してモデルの規模が大きすぎると言う難点があり、また、GDP デフレーターを外生化しているなど、やや信頼性に欠けると言わざるを得ない。

本田(2003)は稲田(1992)、加藤(2004)などと比べると、小規模な、マクロ経済に重点を置いたモデルを用いて2025年までのシミュレーションを行っている。しかし、需要決定型のマクロ経済モデルを用いており、より長期的な経済成長を分析するには不向きである、と言わざるを得ない。

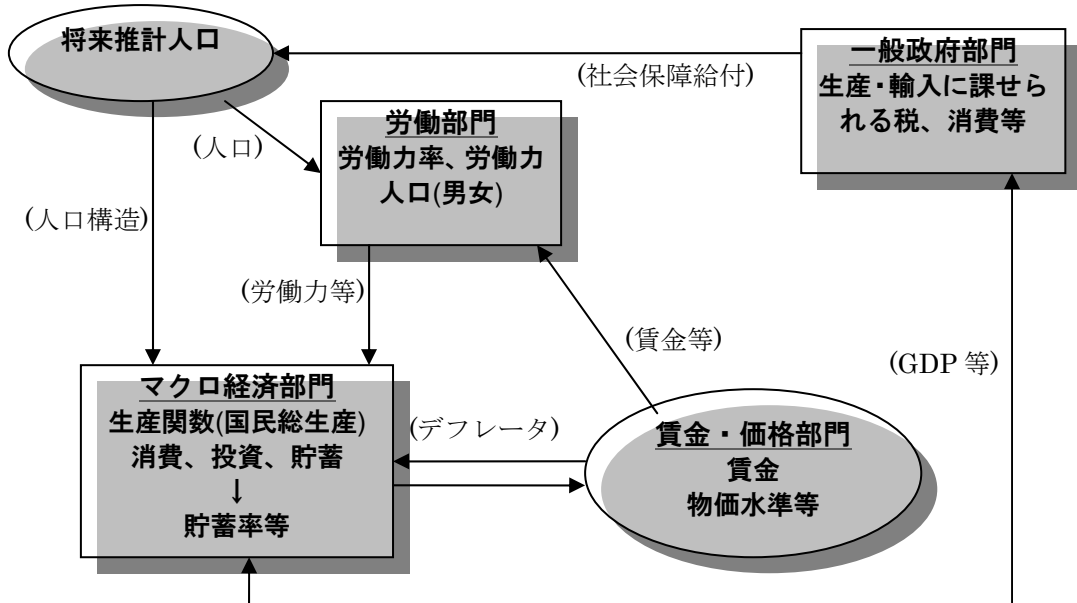
3. 2 マクロ計量モデルとその構造

私たちが分析のために用いるマクロ計量モデルは、稲田他(1992)のマクロ計量モデルをプロトモデルとして採用している。しかし、前述したように稲田他のマクロ計量モデルは社会保障制度のシミュレーションを目的としているため、一般政府部門に重きを置いたモデルとなっている。私たちが行うシミュレーションは飽くまで少子化が長期的に経済に与える影響の分析であるため、一般政府部門の肥大化はモデル全体の肥大化をもたらす、正確な分析が不可能になるのでないかと考えた。そこで、私たちは一般政府部門の内生変数を必要最低限のものに絞り、モデルの軽量化を行った。また、プロトモデルは旧基準である68SNA

(68年基準国民経済計算)に準拠していたため、93SNA(93年基準国民総生産)への修正を行っている。

私たちが用いるマクロ計量モデルは、マクロ経済部門、一般政府部門、労働部門、賃金・価格部門の4つの部門から構成されており、それぞれの部門が相互に影響しあう形になっている(図3-1参照)。

【図3-1 マクロ計量モデルの概要】



まず、労働部門であるが、各年齢層における人口に各年齢層における労働力率をかけることで、各年齢層における労働力人口が決定される。しかし、今後少子高齢化の進展とともに若年層の労働力人口が減少し、高齢者層の労働力人口が増加することが予想される。その際、労働力人口の数だけでは、生産要素としての労働を正確に捉えることはできない。なぜなら、高齢者層の労働は若年者の労働に比べ、質の面で劣っている、と考えられるからだ。つまり、労働力の量のみならず、質を考慮することが必要となる。そこで私たちは、稲田他(1992)によって考案された質換算労働力をモデルに取り入れている。質換算労働力は、各年齢層における労働力人口に各年齢層の賃金指数をかけることで求めることができる。これは、実質賃金は労働の限界生産性に等しいとする、限界生産力命題を仮定するものである。各年齢層の賃金指数は30~34歳を基準として、男女別年齢5歳階級別に求めたものを使用している。また、高齢化が進むことで、高齢者人口は飛躍的に増えることが予想される。65歳以上の労働力率は2006年9月の時点で、男子で29.0%、女子で12.5%であるが、65歳以上人口の高齢化、つまり65歳以上人口に占める75歳以上人口の占める割合が増えるに従って65歳以上の労働力率は低下してことが予想される。そこで、65歳以上の労働力人口は全て65~74歳のうちに含まれ、74歳以上の労働力率は0である、と仮定することで、65歳以上の労働力率の低下を反映している。

次に、マクロ経済部門について述べる。私たちのモデルは供給決定型であることは前述したが、その中心的な役割を担うのが生産関数である。生産関数の特定化については、様々な選択肢があるものの、このモデルでは単純化のため、コブ=ダグラス型の生産関数を仮定した。コブ=ダグラス型の生産関数では、労働、資本ストックが生産要素として投入され国民総生産が決定するが、労働については質換算労働力で表し、少子高齢化の影響を広範に取り

入れる形となっている。国民総生産の成長率に寄与するものとして技術進歩率があるが、私たちのモデルでは技術進歩は考慮していない。なぜなら、コブ＝ダグラス型によって計算された国民総生産と、国民総生産の実績値の差を技術進歩率とすると、そこには技術進歩以外の雑多な残差を含んでいるため、技術進歩の正確な計算ができないからである。そのため、私たちのモデルでは技術進歩を考慮していないが、加藤（2004）によれば、技術進歩は労働力人口増加率と有意に正の関係を持つことが示されている。また、山口（2005）は、技術革新は比較的少数の秀でた才能を持つ人達によって推進されてきたが、人口の絶対数の減少は秀でた才能を持つ人達の出現可能性を減少させ、技術進歩を低迷化させる、と説明している。少子高齢化が進めば進むほど人口、労働力人口ともに減少するため、技術進歩は低迷する可能性が高い、と言える。以上から、私たちは（1）式のようなコブ＝ダグラス型の生産関数を想定する。ここで Y は国民総生産、 K は民間資本ストック、 L_Q は質換算労働者数である。

$$Y = K^\alpha L_Q^{1-\alpha} \dots\dots\dots (1)$$

$$\text{LOG}\left(\frac{Y}{L_Q}\right) = \alpha \text{LOG}\left(\frac{K}{L_Q}\right) + \text{error} \dots\dots\dots (2)$$

少子化の影響は、供給面からのみならず、需要面からの確認も必要となる。このモデルは長期モデルであることから供給と需要は一致すると仮定し、輸出入と在庫調節を調整項目としている。需要面における主要な変数の決定メカニズムは以下の通りである。

民間設備投資については、その源泉は民間貯蓄である、という新古典派の理論に乗っ取り、民間貯蓄を主要な説明変数として推計される。民間貯蓄率は高齢化の影響を取り入れるため、年金水準（現役世代の所得の置換比率）や、ライフサイクル仮説に基づいて 65 歳以上人口比率などを説明変数としている。また、民間最終消費は単純に国民総生産を説明変数として推計される。

なお、モデルの構築に当たっては、経済面の数値を 1980 年から 2003 年までの、93SNA「平成 15 年確報」の実数値を用いた。また、2006 年までの人口は総務省統計局の「人口推計」の実数値を、2006 年までの労働力人口は総務省統計局の「労働力調査」の実数値を、2003 年までの月間実労働時間は厚生労働省「毎月勤労統計調査」の実数値を用いた。

3. 3 雇用政策の効果別シナリオ

シミュレーションを行うに当たって問題となるのが、政策などによる労働力率の変化である。現在、労働力不足への対策として、女性雇用の促進、高齢者雇用の促進、NEET やフリーターの減少政策などが考えられているが、私たちは女性雇用の促進、高齢者雇用の促進の二つの政策の効果を検討したシナリオを基にシミュレーションを行う。以下に、各シナリオの仮定について説明する。

シナリオ 1、シナリオ 2

高齢者雇用の促進、女性雇用の促進のいずれの政策も効果が得られず、労働力率が 2006 年 9 月時点での水準のまま推移する、と仮定する。なお、シナリオ 1 は国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口」（2000 年 1 月推計）の中位推計の人口分布、シナリオ 2 は低位推計の人口分布を用いている。

シナリオ 3、シナリオ 4

高齢者雇用が促進され、女性雇用の促進政策の効果が無かった場合を想定する。65 歳以上の労働力率が、男女ともに 2050 年までに 20 ポイント上昇すると仮定する。しかし、こ

のモデルでは質換算労働力人口を採用しているため、65歳以上人口の増加は、質に換算するとごく僅かなものに留まる、ということに留意が必要である。なお、シナリオ3は中位推計の人口分布、シナリオ4は低位推計の人口分布を用いている。

シナリオ5、シナリオ6

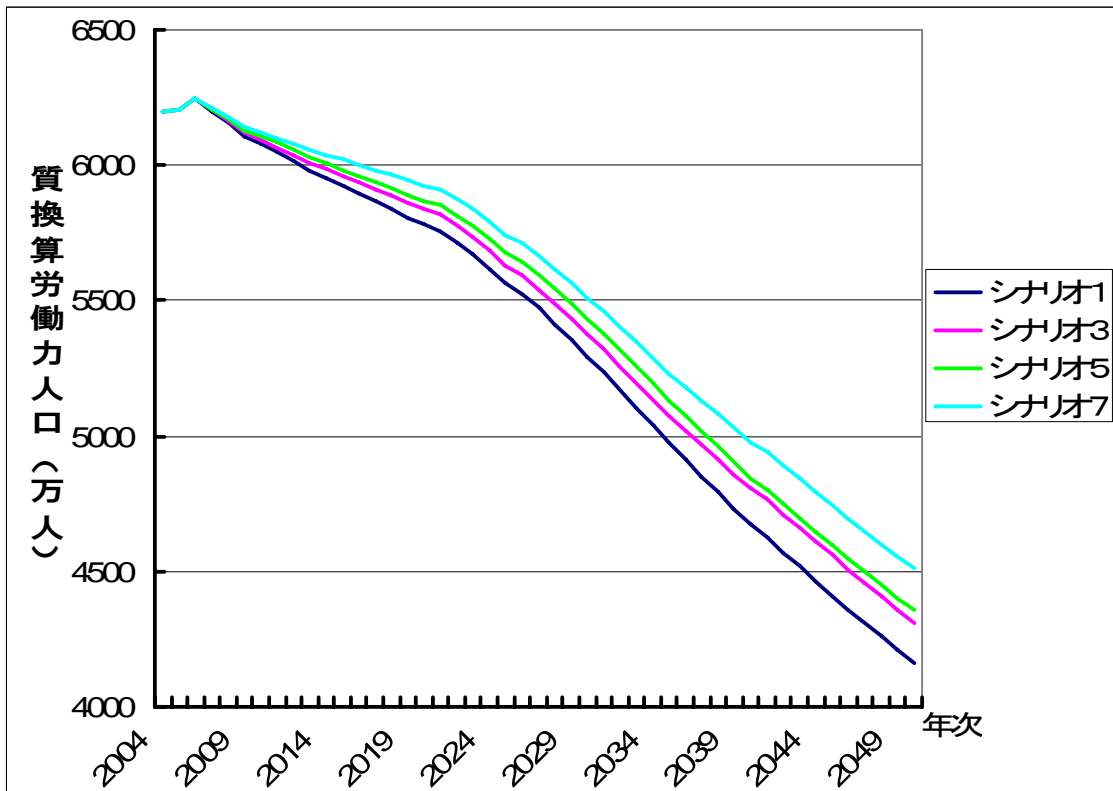
女性雇用が促進され、高齢者雇用の促進政策の効果が無かった場合を想定する。女性の労働力率が、2050年までに25歳~29歳、40歳~64歳において10ポイント、30~39歳において20ポイント上昇すると仮定する。年齢層の間で上昇率に差があるのは、現在女性の労働力率の曲線に見られるM字型(30~39歳の労働力率が他の年代の労働力率に比べて低いこと)が解消されることを仮定しているためである。なお、シナリオ5は中位推計の人口分布、シナリオ6は低位推計の人口分布を用いている。

シナリオ7、シナリオ8

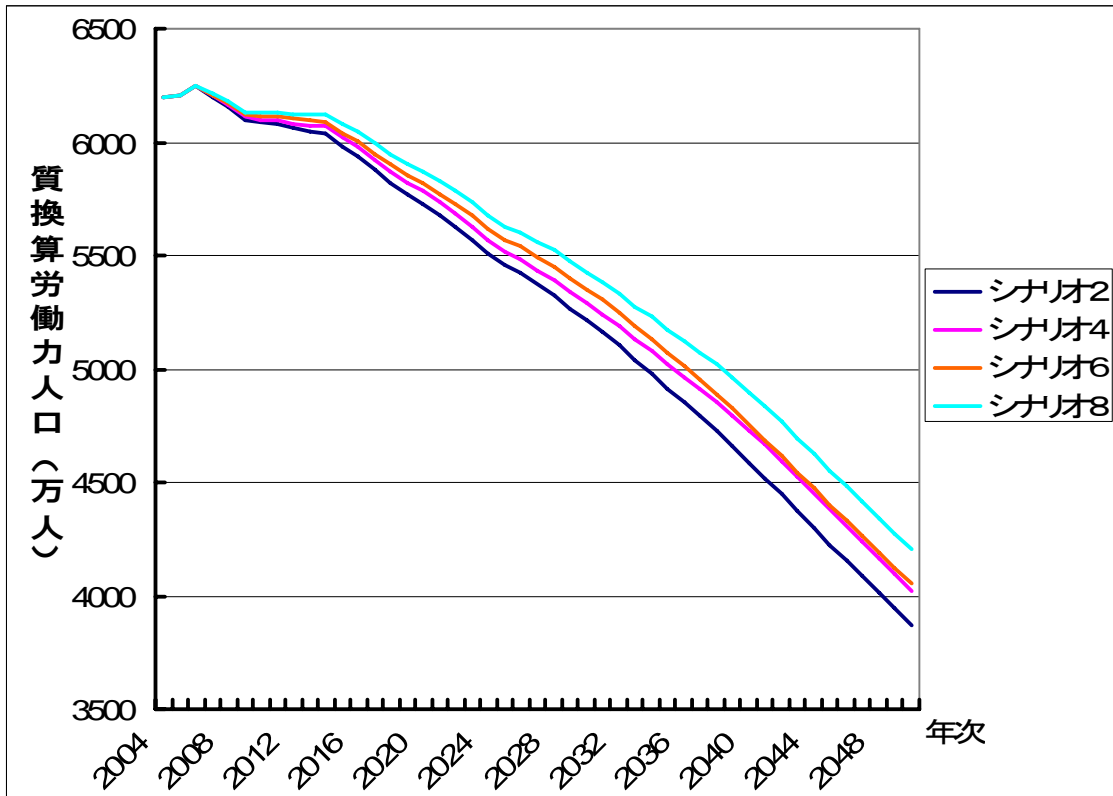
高齢者雇用および女性雇用が同時に促進された場合を想定する。仮定については、シナリオ3及び4、シナリオ5及び6を混合したものである。なお、シナリオ7は中位推計の人口分布、シナリオ8は低位推計の人口分布を用いている。

各シナリオの仮定に基づいた2050年時点での質換算労働力人口は、最も多いシナリオ7で約4509万人、最も少ないシナリオ2で約3869万人と、約640万人の差が出る(図3-2、及び図3-3参照)。

【図3-2 質換算労働力人口の推移(中位推計)】



【図 3-3 質換算労働力人口の推移（低位推計）】



3. 4 マクロ経済の将来シミュレーション

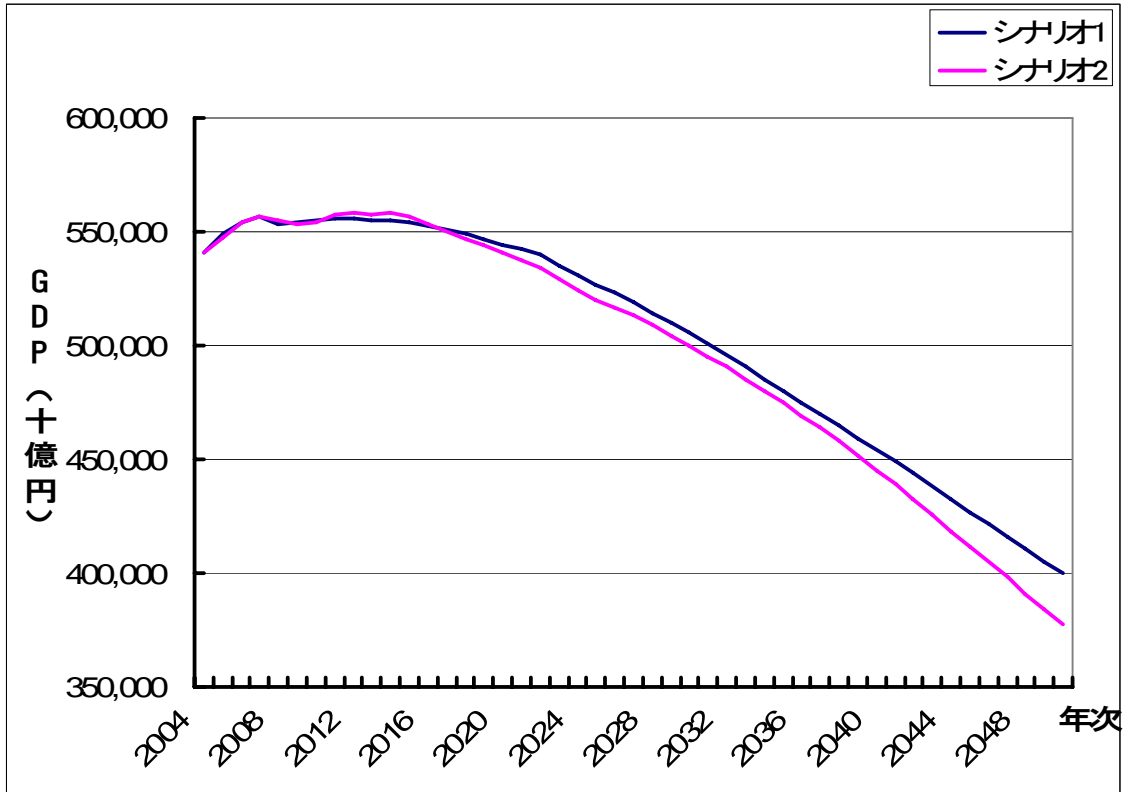
前節まで、マクロ計量モデルの構造、諸前提について述べてきた。本節では、マクロ計量モデルによって推計された将来のマクロ経済の全体像について考察を加え、さらにシナリオ別の結果から、政策の効果についての検証を行っていく。

3. 4. 1 中位推計と低位推計の比較

本項では、国民総生産の将来推計結果について、中位推計と低位推計の結果を比較し、少子化が経済に及ぼす影響について考察を行っていく。

まず、政策の効果が全く無かったと仮定した場合について、中位推計（シナリオ 1）と低位推計（シナリオ 2）の相違について見てみる。中位推計の国民総生産は 2003 年時点での約 554 兆円から、2025 年には 526 兆円に下落、さらに 2050 年には約 400 兆円にまで下落する。それに対して低位推計では、2025 年には約 520 兆円、2050 年には約 377 兆円と、2050 年には約 23 兆円もの開きが出る（図 3-4 参照）。低位推計と中位推計の相違点は少子高齢化の進み具合であるから、この差違は少子高齢化の進展による人口、あるいは人口分布の相違によるものであることは疑う余地が無い。また、中位推計に比べて低位推計は国民総生産の減少が大きいことから、少子高齢化が進めば進むほど国民総生産は減少する、と結論できる。

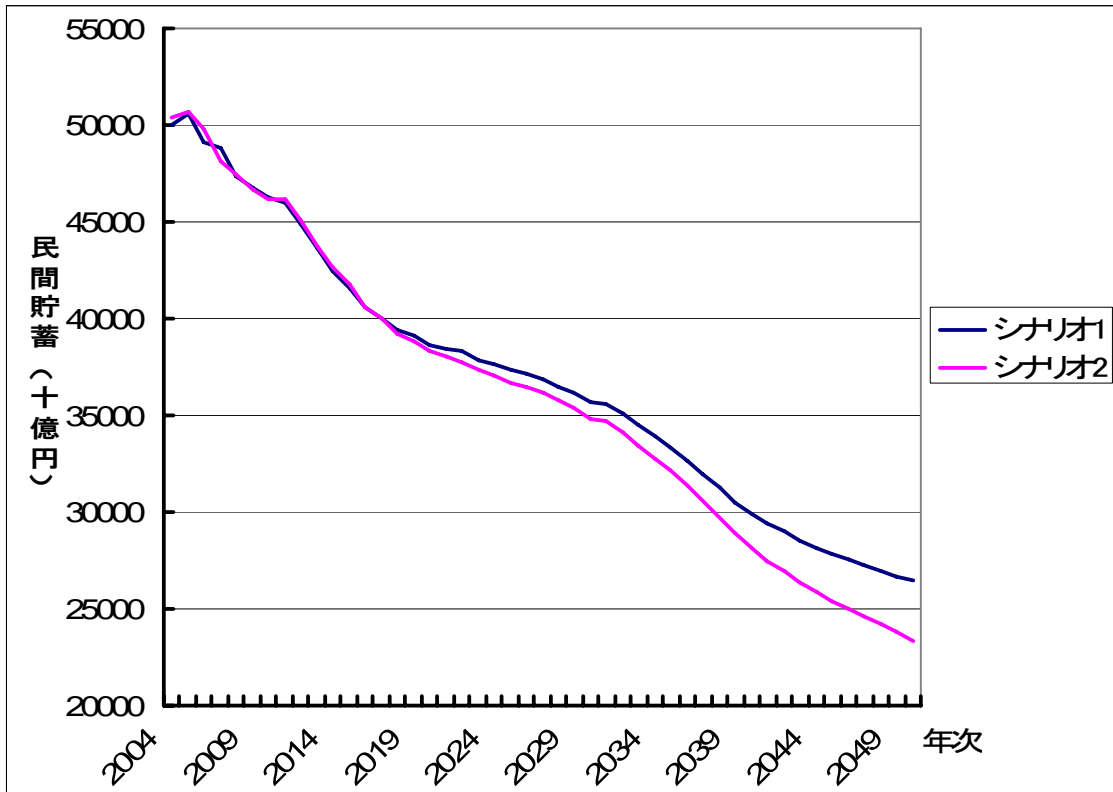
【図 3-4 シナリオ 1 及びシナリオ 2 の国民総生産の将来推計】



国民総生産の決定要因は民間資本ストックと質換算労働力人口である。質換算労働力人口は少子高齢化に伴う人口減少によって減少することは明らかであるが、民間資本ストックについても少子高齢化の影響は及んでいるのであろうか。民間資本ストックについて、シナリオ 1 とシナリオ 2 の将来的な推移を見てみると、2003 年時点で約 1067 兆円あった民間資本ストックは、2050 年にはシナリオ 1 において約 855 兆円、シナリオ 2 において約 816 兆円と、やはり減少傾向が見て取れる。では、民間資本ストックの減少要因は何であろうか。当期の民間資本ストックは、前期の民間資本ストックに当期の民間企業設備投資を加えたものから、減耗分を引くことで求めることができる。民間企業資本ストックが減少する、ということは当期の民間企業設備投資が民間資本ストックの減耗を下回っているということである。本モデルでは、民間資本ストックは一定割合で減耗することを仮定していることから、民間資本ストックの減少の要因は民間企業設備投資の継続的な減少である、とすることができる。

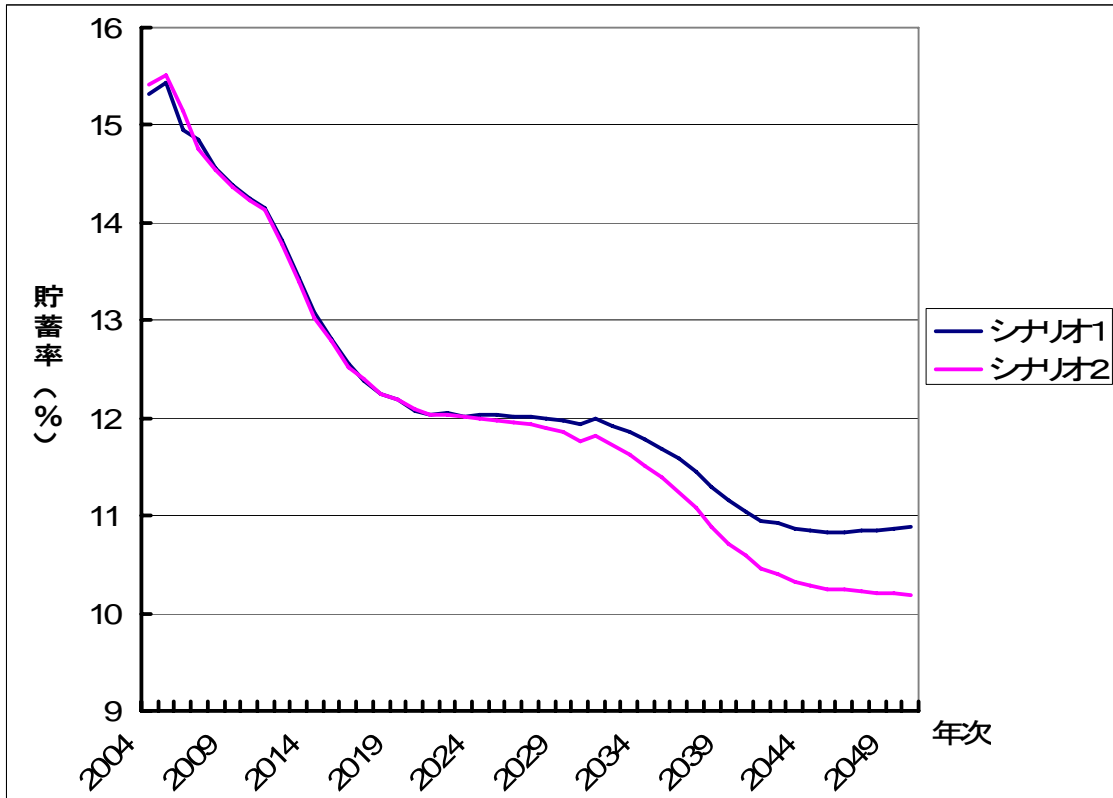
本モデルでは新古典派の理論に従い、民間貯蓄が民間企業設備投資の源泉である、としている。そのため、民間企業設備投資は民間貯蓄の動きが大きな影響を及ぼす。民間貯蓄の動きを見てみると、2003 年の時点で約 62 兆円であった民間貯蓄は、2050 年には、シナリオ 1 で約 26 兆円、シナリオ 2 で約 23 兆円と、半分以下に減っていることが分かる（図 3-5 参照）。民間貯蓄の定義式は、民間可処分所得×貯蓄率で示される。したがって、民間貯蓄の減少には、2 つの要因が考えられる。民間可処分所得の減少、貯蓄率の低下である。民間可処分所得は、2003 年の約 336 兆円から、2050 年にはシナリオ 1 において約 243 兆円に減少、シナリオ 2 において約 230 兆円に減少する。民間可処分所得の定義式は、‘(名目国民総生産)−(固定資本減耗)−(一般政府最終消費支出)−(一般政府貯蓄)+(その他の経常移転)−(統計上の不突合)’で表される。このうち、一般政府消費支出は国民総生産の減少に伴

【図 3-5 シナリオ 1 及びシナリオ 2 の民間貯蓄の将来推計】



って減少し、その他の経常移転、統計上の不突合は国民総生産に対して一定割合で推移する。また、一般政府貯蓄は外生であり、固定資本減耗は民間資本ストックの減少とともに減少する。さらに GDP デフレーターも安定的に推移していることから、民間可処分所得の減少の主要な要因は、国民総生産の減少である、と言える。一方、民間貯蓄率は 2003 年時点の約 18.4% から、2050 年にはシナリオ 1 において 10.9% にまで低下し、シナリオ 2 においては 10.0% に低下する（図 3-6 参照）。民間貯蓄率の低下の要因は、65 歳以上人口割合の増加、国民一人当たり GDP の減少が考えられる。このうち、65 歳以上人口の割合は少子高齢化の進展から明らかである。また、国民一人当たり GDP の推移を見てみると、2003 年の時点での約 433 万円/人から、2050 年にはシナリオ 1 において 398 万円/人に減少、シナリオ 2 において 410 万円/人に減少する。中位推計よりも低位推計のほうが高い数字になっているが、これは中位推計よりも低位推計のほうが、全体の質換算労働力率が継続的に上回ることに起因すると考えられる。国民一人当たり国民総生産の低下は、少子高齢化による総人口の低下率よりも国民総生産減少率が上回っていることが要因であり、これは質換算労働力率が下がる局面において起こる現象であると考えられる。

【図 3-6 シナリオ 1 及びシナリオ 2 の民間貯蓄率の将来推計】



以上のように、少子高齢化は様々な経路をたどって国民総生産に負の影響を与える。また、少子高齢化が進めば進むほど国民総生産に与える負の影響は大きくなると考えられる。さらに、少子高齢化による質換算労働力率の低下は国民一人当たり国民総生産の減少に寄与すると考えられる。したがって、国民一人当たり国民総生産を上昇させるには、質換算労働力率を上昇させることが必要である、と結論できる。そこで次項では、質換算労働力率を上昇させる政策、具体的には女性雇用の促進と高齢者雇用の促進の効果について検証していく。

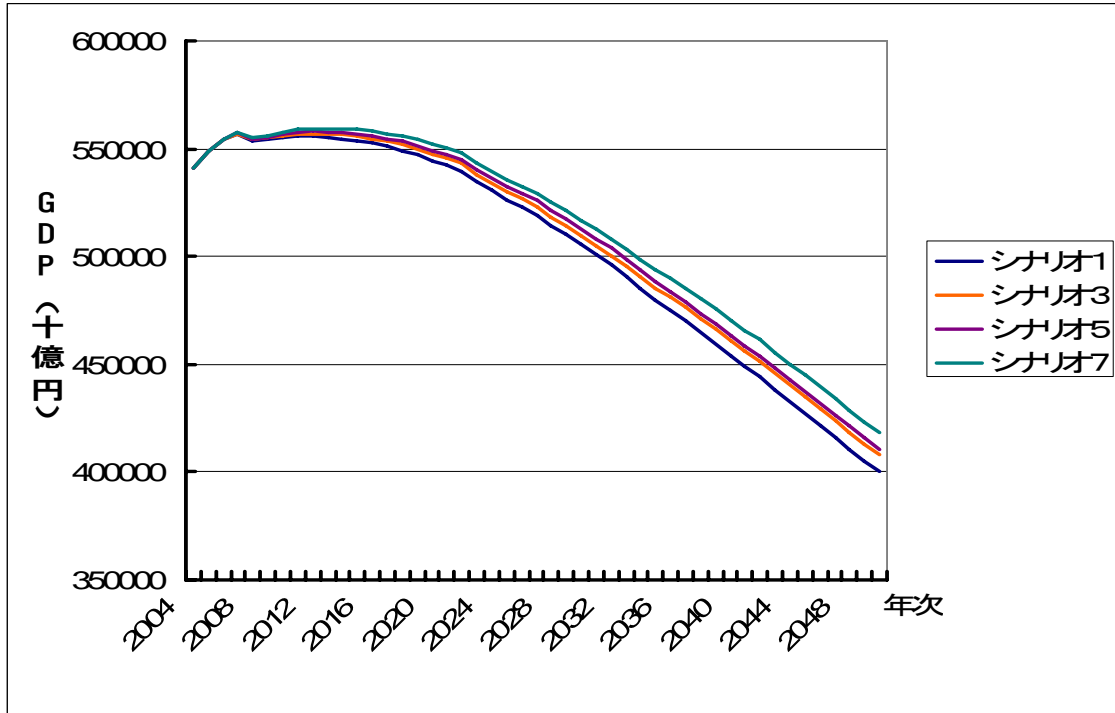
3. 4. 2 雇用政策の効果の検討

厚生労働省「平成 17 年厚生労働白書」では、少子高齢化による労働力不足への対策として、①ニート・フリーターの雇用、②高齢者雇用の促進、③女性雇用の促進を挙げている。そこで本項では、高齢者雇用の促進、女性雇用の促進について、政策の効果はどれくらいあるのかについてマクロ軽量モデルを用いて検討していく。なお、ニート・フリーターの雇用についてはマクロ計量モデルによる検討が困難なため、分析は行っていない。

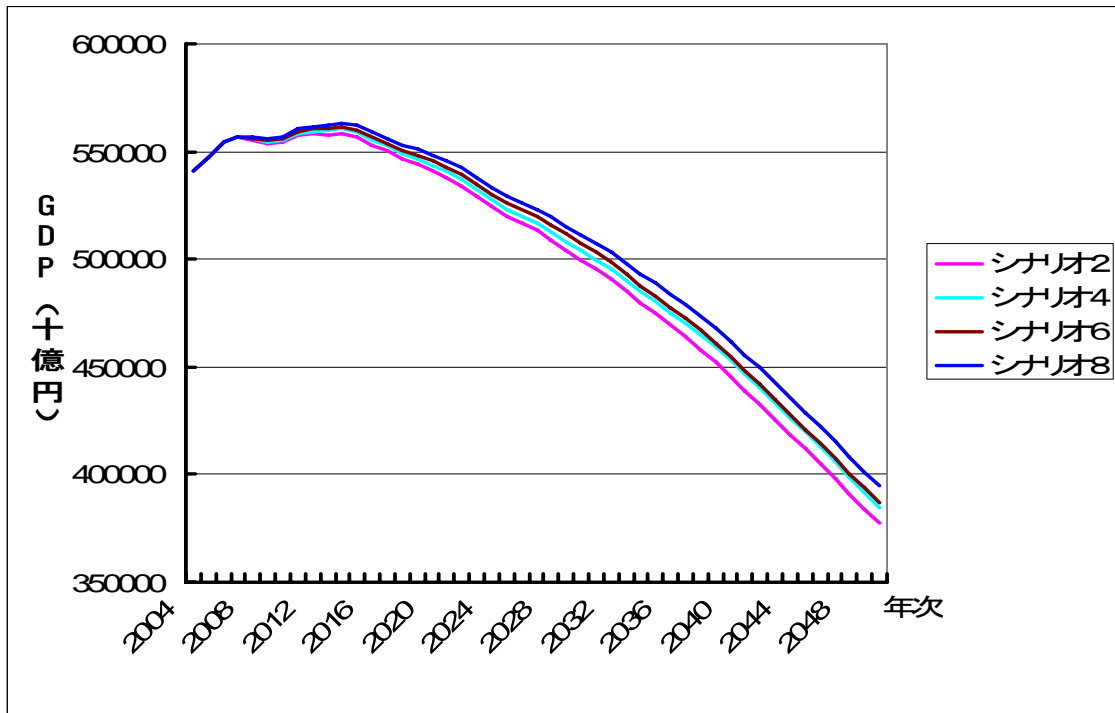
私たちが①政策の効果を得られなかった場合、②高齢者雇用が促進された場合、③女性雇用が促進された場合、④高齢者雇用、女性雇用がともに促進された場合についてシナリオを作成し、分析を行ったことは先に述べた通りである。まず、国民総生産の将来推計について述べていこう。中位推計における、シナリオ別の国民総生産は、2003 年の約 554 兆円から、2050 年には政策の効果が無い場合（シナリオ 1）において約 400 兆円にまで減少していたのに対して、高齢者雇用が促進された場合（シナリオ 3）において約 408 兆、女性雇用が促進された場合（シナリオ 5）において約 411 兆円、高齢者雇用、女性雇用がともに促進された場合（シナリオ 7）において約 418 兆円と、それぞれのシナリオにおいて政策の効果が確認された（図 3-7 を参照）。また、低位推計においては 2003 年の 554 兆円から、2050 年には政策の効果が無い場合（シナリオ 2）において約 377 兆円にまで下落していたのが、

高齢者雇用が促進された場合（シナリオ 4）において約 385 兆円、女性雇用が促進された場合（シナリオ 6）において約 387 兆円、高齢者雇用、女性雇用がともに促進された場合において約 395 兆円と、それぞれのシナリオにおいて政策の効果が確認された（図 3-8 参照）。

【図 3-7 中位推計におけるシナリオ別国民総生産の将来推計】



【図 3-8 低位推計におけるシナリオ別国民総生産の将来推計】



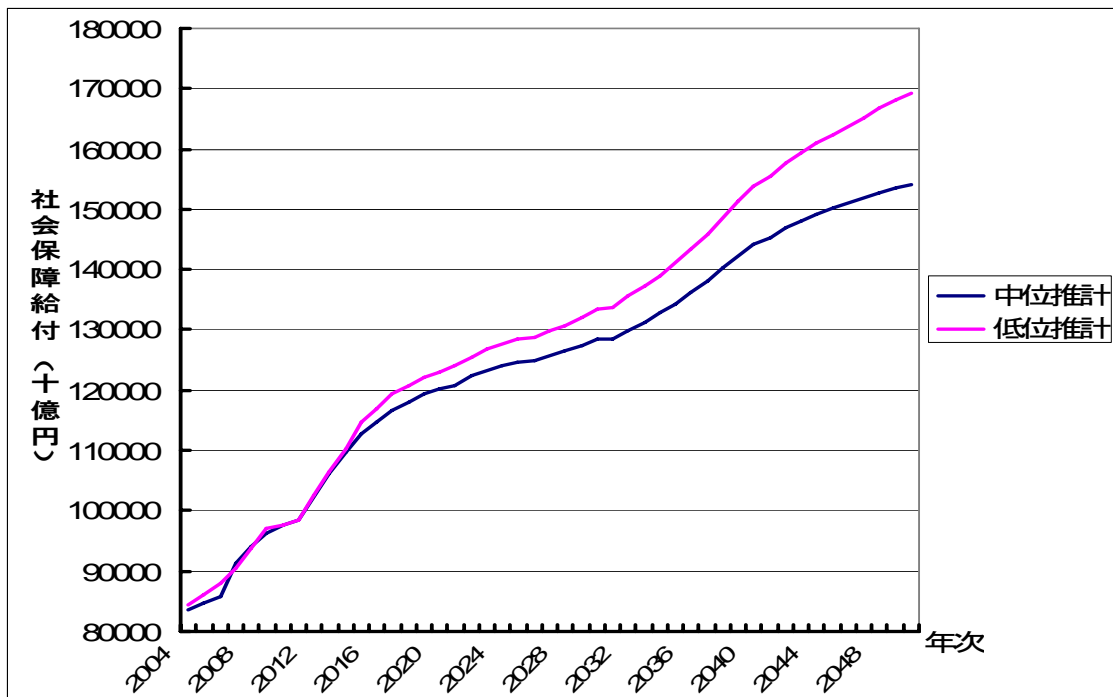
しかし、質換算労働力人口においては高齢労働力の質が勘案されているため、高齢者雇用が促進された場合の政策効果は、中位推計においても低位推計においても低いと言わざるを得ない。女性雇用が促進された場合は高齢者雇用が促進された場合よりも政策効果は若干高い。しかし現状分析で考察したように、女性労働力率の上昇は子育て支援政策が積極的に行われていない場合、さらなる合計特殊出生率の低下を招く可能性が高い。高齢者雇用、女性雇用がともに促進された場合は、政策の効果が無かった場合に比べて、中位推計、低位推計ともに約 18 兆円の政策効果がある。しかし、政策の効果が無かった場合より中位推計で約 4.5%、低位推計で約 4.8%とかなり低い増加率であり、政策の効果はあまり期待できないと言える。

本節では少子高齢化のマクロ経済への影響を分析した。その結果、少子高齢化はマクロ経済に対して労働力不足という直接的な影響の他にも、様々な経路から影響を与えることがわかった。また、労働力不足対策として高齢者雇用政策と女性雇用政策を取り上げ、それらの政策の効果について分析を行った。その結果、高齢者雇用政策、女性雇用政策のどちらも効果が確認されたものの、効果の大きさはさほど大きくないことがわかった。次節では、少子高齢化が社会に対してどのような影響を与えるのかについて考察していく。

3. 5 日本社会に対する少子高齢化のその他の影響

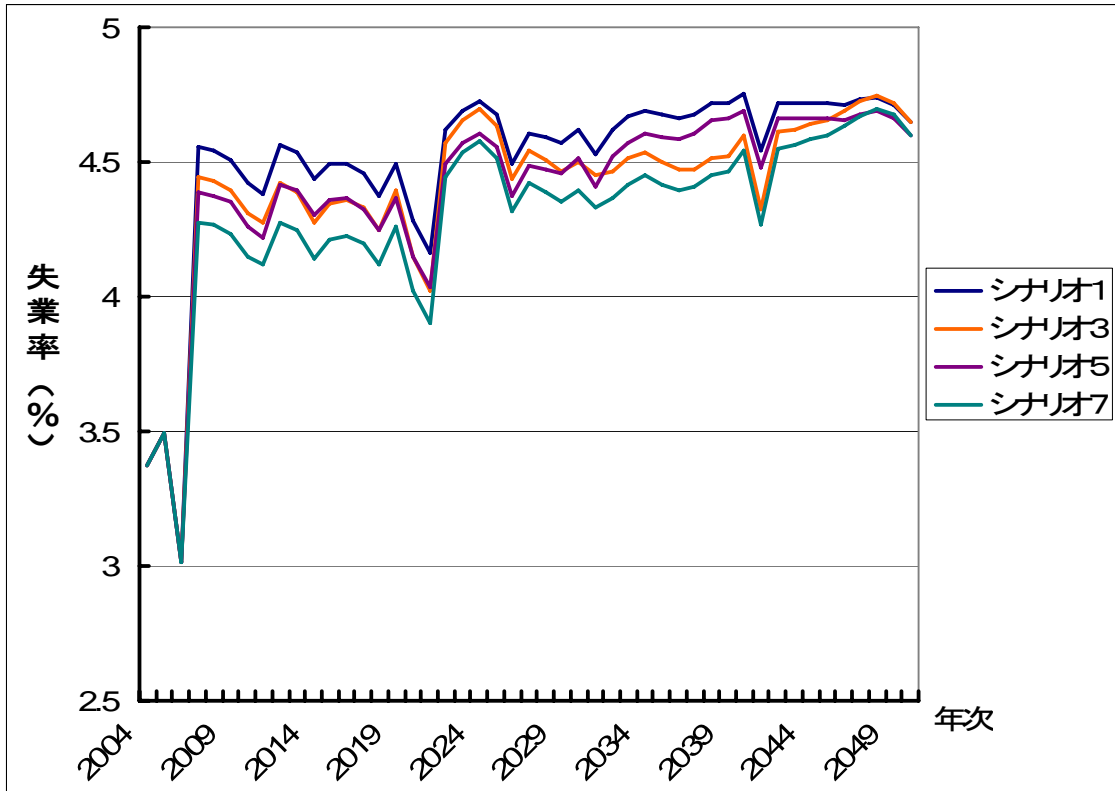
少子高齢化の社会に対するその他の影響について考えられるものとしては、社会保障給付の増大が考えられる。実際にマクロ計量モデルによる推計を行うと、社会保障給付は中位推計において、2003 年の約 84 兆円から、2050 年には約 154 兆円に上昇する。また、低位推計においては、約 169 兆円に上昇する（図 3-9 参照）。社会保障給付が上昇する要因としては、総人口に対する 65 歳以上人口の割合が最も大きく影響していることは疑う余地が無い。しかし、社会保障給付の上昇の要因としては、総人口に対する 65 歳以上人口の割合以外にも、失業率も影響を与えていると考えられる。そこで、次にシナリオ別の失業率について、若干の検証を行う。

【図 3-9 中位推計および低位推計における社会保障給付額の将来推計】

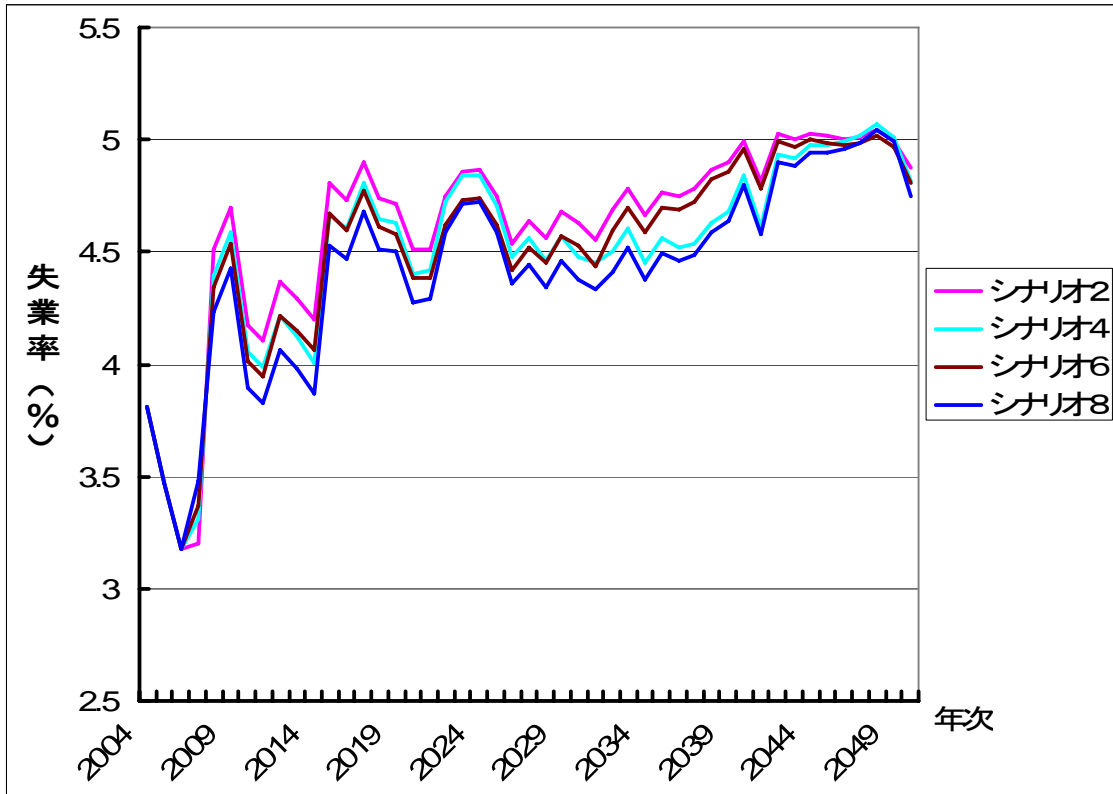


シナリオ別失業率を見ると、中位推計よりも低位推計のほうが失業率の高いことがわかる(図 3-10、図 3-11 参照)。一般的に考えて、労働力がより不足する低位推計のほうが失業率は下がるように思われるが、失業率は、(当期の国民総生産)−(前期の国民総生産)と(当期の労働力人口)−(前期の労働力人口)によって決定するため、失業率が、労働力が減ることによる低下以上に、国民総生産が減ることによって上昇した場合、失業率は低下するどころかむしろ上昇することになるのである。シナリオ別の失業率は、中位推計においておよそ 4.5% 前後の水準で推移しており、また低位推計においておよそ 4.5~5%の水準で推移している。

【図 1-10 中位推計における失業率の将来推計】



【図 1-11 低位推計における失業率の将来推計】



3. 6 将来推計のまとめ

本章では、マクロ計量モデルによる将来予測シミュレーションを行い、まず、低位推計と中位推計のシミュレーション結果の比較から、少子高齢化が直接的、間接的に国民総生産に負の影響を与えること、また、雇用政策別シナリオを用いたシミュレーションの結果の比較から、高齢者雇用政策、女性雇用政策ともに政策の効果は確認されたものの、効果の大きさはさほど大きくないことを明らかにした。また、少子高齢化は社会保障給付の増大、失業率の上昇などを発生させることが確認された。以上の結果から推測される、少子化が低い水準で推移した場合の日本社会の将来像は、国民一人当たり国民総生産が減少し、また国民の社会保障負担が増大し、貯蓄率の低下、民間消費の低迷化などから民間企業設備投資の減退が発生し、民間資本ストックが減少することでさらに国民総生産が減少する、という万年不況とも言える社会である。このような社会を回避するには、大きく二つの方法があると考えられる。ひとつは、少子化そのものを停止させる、つまり合計特殊出生率を上げる政策を講じること、もうひとつは、労働力率を上げるための政策を講じることである。しかし、高齢者雇用および女性雇用の促進は政策効果が大きくないことは将来推計シミュレーションの結果から明らかであり、また前章で述べたように、女性の労働力率を上げることは子育て支援政策が整っていない段階ではさらなる合計特殊出生率を下げる可能性がある。したがって子育て支援政策の充実がまず急務であると言える。しかし、少子化対策はある程度時間のかかるものであることを考えると、労働力率の上昇もまた必要不可欠なのではないかと考えられる。そこで、次章では少子化対策、および労働力率の上昇に関するいくつかの政策インプリケーションを行う。

4. 政策的インプリケーション

前章までの現状分析、将来推計により、我が国の少子化は、夫婦の結婚行動のみならず出産行動にもその要因があることは明らかである。また、少子高齢化は経済に長期的な負の影響をもたらすこと、また、女性の雇用政策及び高齢者の雇用政策の効果がさほど大きくないことも示された。そこで本章では、夫婦の出産行動に焦点を当ててまず少子化に対する政策提言を行い、次に少子高齢化による労働力不足の解消について、外国人労働者受け入れに焦点を当てて政策提言を行う。

4. 1 出産・育児に関する少子高齢化対策

我が国の少子化傾向の原因として考えられる要因の一つとして、有配偶女性の出生率の低下が挙げられる。そこで以下では、少子化要因の一つである有配偶女性の出生率の低下にスポットを当て、現在の日本の政策の問題点とその対策について考察していきたい。

4. 1. 1 有配偶女性の労働条件に関する政策提言

4. 1. 1. 1 現在の日本の状況

現在の日本は有配偶女性に対しての出産・育児の機会コストの減少と労働市場の柔軟性を高める政策が遅れているといえる。出産・育児の機会コストとは、出産・育児のためそれまでの就業を維持できなくなったり、また育児のために離職すると復職が困難になることから来る、将来にわたる収入の減少のことを言い、労働市場の柔軟性を高めるということは、就業形態や雇用時間等の労働に関する諸条件を柔軟にすることにより、有配偶者に対する労働に就く上でのハンディキャップを小さくするということである。

一般に離職者の労働力再参入可能性や労働市場の柔軟性については、仏・米のように柔軟性が高く、機会コストの少ない国から、南欧諸国や我が国のように労働市場の柔軟性が少ない国がある（津谷 2004）。労働市場の柔軟化は、女性有配偶者に関する出産・育児の機会コストの減少が望めるので、少子化対策として一定の効果が期待できる。フランスやアメリカ等の国は労働市場が比較的柔軟で、イタリアや日本は労働市場が柔軟ではないといえる。

現在の日本の政策においては、この問題の解決のために非正規雇用の枠、つまりパートタイム労働者を増やしたり、フレックスタイム制を導入したり対策を講じている。しかしながら、最近では非正規雇用者と正規雇用者との格差について問題になってきているため、企業側にとって見れば、福利厚生等の補償について、どのようにバランスを取っていくかが課題となってくる。

また育児休暇については、スウェーデンやデンマークなど、休暇期間が長く所得補償率が高いため、有業女性が育児のために離職せずにすみ、機会コストの小さい国々がある。また、その反面、政策的対応の少ない国がある（津谷 2004）（図 2-3、図 2-4 を参照のこと）。

我が国は育児休業法の制定及びその改正で、社会環境を改善しつつあり、育児休業制度の少子化対策への一定の成果は認められている。しかし、企業の協力的態度が少ないため、法律があっても、実際には育児休暇が取りにくいのが現状である（岩澤 2004）。そのため実質的な成果の点では未だ OECD 諸国の中でかなり遅れていると言える。

4. 1. 1. 2 労働格差からの政策提言

かつて正規雇用と終身雇用が当たり前のように思われてきた時代に整備された日本の社会保障制度は正規雇用者を中心に設計されており、健康保険や年金といった分野でアルバイトやパートタイマー等の非正規雇用者との待遇に格差が生じている。内閣府が実施した「家族とライフスタイルに関する研究会報告（平成 13 年）」では、女性の出産に伴う就業パターン変化による生涯賃金の推計を行っているが、正社員として継続就業している場合と、退職後パートタイマーとして再就職した場合で、賃金だけで 2 億円近い差が生まれるとしている。しかし、賃金だけでなく社会保障の面でも格差が生じるため、実際の機会コストはさらに大きいことが予想される。

そこで、非正規雇用者用の年金機構を作り、非正規雇用者はそこに毎年積み立てることによって、正規雇用者と同じように補償の厚い 2 階建ての年金制度を享受できるのではないだろうか。

4. 1. 1. 3 育児休暇からの政策提言

育児休業制度の更なる充実については、所得補償率の上昇、休暇機関の延長など考えられる。しかしながら、前述のとおりいくら法律を制定したところで企業側がその政策に協力的でなければ意味は無い。企業の積極的な協力を促すには、企業が育児休暇に従業員に与えるインセンティブを高める政策を考えなくてはならない。そこで私たちは直接的な企業援助と、企業の評判を通じる間接的な企業援助の二つの観点から検討する。

まず直接的な企業援助であるが、育児休業法における育児休業の有資格者が育児休業をとった実績に応じて政府が補助金を出すことが考えられる。ただし、原則として従業者の育児休業による負担は営利組織にのみ発生すると仮定し、官公庁、独立行政法人、財団法人やその他の NPO は補助金の対象から外するのが妥当であろう。また負担は育児休業期間に比例するので、例えば取得期間の月数などをポイントとし、ポイントの合計に補助金を比例させ、長期の育児休業が取りやすくすることが考えられる。なお、企業による不正な報告の可能性を考えた審査制度や、違法行為の罰則規定も必要となるが、審査制度については、後述することとする。

第 2 の方法は、育児休業や男女の雇用機会の平等を実際に実現している企業の名声を高め、労働市場で有利にさせることにより、企業が育児休業法を遵守することが有利とみる社会環境を作り上げる方法である。このため、育児休業の実施についての第三者評価機構を設けることが考えられる。第三者評価機構設立についての実行可能性であるが、現在わが国には 600 万を超える事業所があるが、そのうち約 6 万の従業員数 100 人以上の中規模・大規模事業所が全国の 25% の従業員を抱えている。従業員 300 人以上に絞れば事業所数はわずか 1 万 2 千程度である。もし第三者評価機構の対象を営利企業の事業所で、かつ 100 人以上の女性従業員を有する事業所に限定すれば、全国で 1 万程度と考えられる。第三者評価機構の成功例である日本医療機能評価機構（病院の第三者評価機構）が全国約 9 千の病院を対象としていることを考えると評価対象組織数に大差はなく、評価機構の実行可能性は十分にある。

第三者評価機構を補うものとして、「雇用機会均等審査士」などの制度も考えられる。育児休業法、雇用の機会均等法、男女共同参画社会基本法、など関連法規を企業が遵守してい

るかどうかにして事業所の人事・採用資料などを調べ、第三者評価機構への評価資料提出を準備する専門職である。これは資格を国家試験で与えるのが良いのではないかと考えられる。わが国が雇用の機会均等法を成立させてから約 20 年になるが、男女の雇用機会の平等は目に見える形で進んでいないように思われる。数による結果の評価でなく、実質的に人事課による人事決定のプロセスの内部に立ち入って雇用や昇進などにおいて、男女に機会の平等が与えられているか否かを審査できる第三者評価機構の存在は重要であると考えられる。

さらに、この第三者評価機構の存在によって男女雇用機会を均等にすることによるインセンティブを、企業側にもたらす必要がある。その方法として考えられるのは、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）の推進と CSR を重視した社会的責任投資（SRI：Socially responsible investment）という投資手法の活用である。簡潔に述べると CSR とは企業が顧客や消費者に対してプラスのイメージを持ってもらうために行う、経営の透明化や環境活動に対する取り組みなどの活動を指す。また、SRI とは CSR の評価が高い企業に対して積極的な投資を行うというものである。そのため CSR の評価が高まれば高まるほど、SRI の価値も上がるため、企業にとっては資金を調達できる機会を手に入れることになる。また、調達した資金を運用することによって得た配当は株主または従業員に分配するため、株主あるいは従業員に対してもプラスの効果がある。また CSR の評価が高いということは企業が適切な行動を取っている証であるから、従業員または消費者にとってプラスの効果がある。具体例を挙げると、CSR の一環として、東芝では従業員の仕事と家庭の両立支援のため、配偶者が働いていなくても取得可能な育児休職制度を導入している。またユニ・チャームでは契約社員、パートタイマーを育児・介護休職、短時間勤務制度の対象に「こども看護休暇制度」を導入している。CSR の評価が高まるということは企業、従業員、消費者および株主にプラスの効果をもたらすことが可能であるため、企業の育児休暇の積極的な導入へのインセンティブに充分なり得る。つまり、従業員が子供を産みやすくする環境を作り出すことに、企業が積極的に協力すると考えられる。さらに、企業へのインセンティブを高めるために第三者評価機構を設立し、CSR の評価基準を明確にすることによって、SRI への投資を促すことができる。

以上のように、育児休暇制度のさらなる充実については休暇期間の延長、所得保障率の上昇などが考えられる。また、企業の積極的な協力が得られていないという点については、CSR の推進と SRI の活用によって解決できると考えられる。さらに、第三者評価機構の設立や評価の国家資格を与えることなどにより、SRI の活用はより活発化すると思われる。

4. 1. 2 育児の質コストに関する政策提言

4. 1. 2. 1 現在の日本の状況

現状分析で述べたように、我が国では教育費や養育費にコストがかかりすぎることから、「理想の子供の数」と「予定の子供の数」にギャップが生じている。ここで重要な留意点は、一般に「お金がかかる」ことを理由に子供の数を制限せざるを得ないとしている人は多いものの、裕福ならば子供の数が多いかと言うと必ずしもそうではない点である。一般的な傾向として、裕福な家計ほど教育費や養育費など一人当たりの子供にかかる額（育児の質のコスト）を多くし、子供の数はかえって少なくする傾向がある。

子供を持つことの家計財政負担の軽くする政策に対して、その政策の対象になる親は新たに子供を作るのではなく、既存の子供により多くの費用をかけることに振り向ける戦略をとる可能性があるということである。つまり、子供一人当たりに対して援助額が決まる政策は有効だが、家計単位に育児の質コストを直接軽減する政策は上記のような問題が避けては通

れない。それを回避するために、育児の質コストを軽減する政策に関しては保育費・教育費等を所得税制上で減じるなどの政策が必要ではないだろうか。

4. 1. 2. 2 育児の質コストを軽減させる政策提言

育児の質コストを軽減させることで出生率がどのように変化するかは、山口（2005a）によって実証されている。それによれば、子供の数が増えると収入とともに増大する育児の質コストの影響で、出生数への正の効果から負の効果に向かってしまう可能性がある。例えば、子供の全くいない夫婦にとっては、収入の増大は出生意欲を高めるが、二人ないし三人以上子供のいる家庭にとっては、収入の増大は必ずしも出生意欲を高めることにはならないというものである。

このように、児童手当等の拡大給付は、結果的に育児の質コストを軽減させるので、少子化対策に何らかの効果があることは確かであるが、児童手当等の拡大給付と比例的に出生率が増大するというわけではない。そこで考えるのが効率性である。効果があっても効率性がなければよい政策とはいえない。山口（2005a）の中で行っている家計経済研究所のパネルデータ分析によると、教育費や養育費が負担だという理由で子供を生むことを望まないのは、すでに二子以上子供を持つ女性であって子供がいない女性にはほとんど見られない。このことから、児童手当の拡大等で育児の質コストを軽減する政策は、主として第三子以降の子供の出生を促進し、第二子出生率にもそれなりの貢献はするが、第一子の出生率回復はあまり期待できない。よってこの政策はあまり効率的ではない。なぜならば、出生順に出生率減少への寄与率を推定すると、第1子を産まなくなった傾向の寄与率が約50%、第2子を産まなくなったことの寄与率が約35%、第3子を産まなくなったことの寄与率が約15%という結果を得るからである（山口（2004）による）。

そこで、日本が行うべき政策として考えられる事は、学校教育費、文化教育費（塾、稽古ごとの費用）、保育費、子供の医療費、出産費、など子供にかかる費用を所得税の対象となる収入から控除する、あるいは限度額の範囲で所得税から直接差し引くことを認めるなど、主として所得税政策を通じて子供にかかる費用を軽減する政策である。教育費に関しては、授業料の所得控除、入学金や授業料の積み立て、所得控除（アメリカの教育IRA）等税制によるものから、奨学金等の充実も考えられる。

4. 2 外国人労働者受け入れによる労働力不足対策

前節では少子化対策として、おもに子育て支援政策について述べた。しかし前述したように、一般的に少子化対策はその効果が現れるまでに時間がかかるものであり、将来的な少子高齢化とそれに伴う労働力不足は避けがたい問題であることは明らかである。しかし将来推計で述べたように、現在国が行っている女性雇用の促進および高齢者雇用の促進は、その政策効果が大きくないと考えられる。そこで本節では、労働力不足への対策として外国人労働者受け入れに焦点を当てて検討を行う。

4. 2. 1 現在の日本の法律

現在の日本において外国人の入国・在留・就労の条件は入管法（正確には出入国管理及び難民認定法）によって定められている。

4. 2. 1. 1 日本における外国人の就労活動

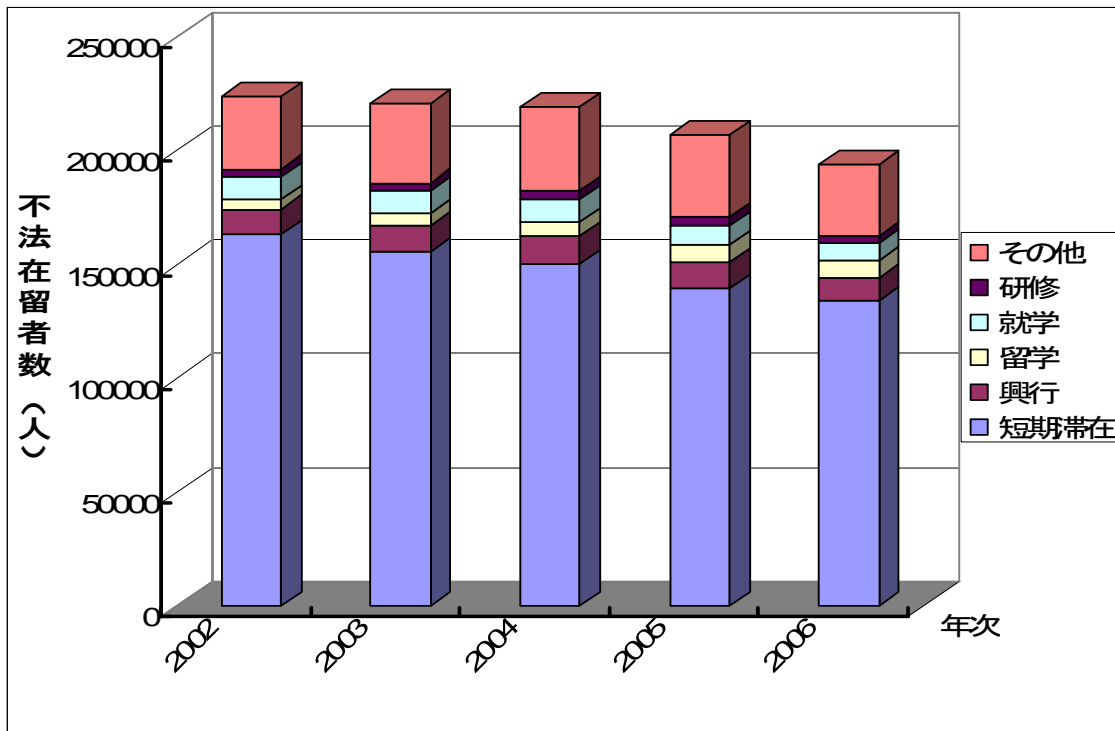
現在の日本の入管法では、外国人による就労活動はいくつかの例外を除き基本的には行っていないことになっている。例外とは在留資格を有するものの内、興行や教育などいくつかの特定の労働、研修・実習制度により自国の貢献のため、決められた企業において技術を学ぶための労働、日系人や難民など日本において活動を制限されない人々である。

しかし、特に短期滞在、就学、興行、研修、留学において滞在期間が過ぎた後も国に帰国せず不法滞在者となって不法労働を行うケースが見られる。これに対し日本政府は、不法滞在者対策としての罰金の引き上げや上陸拒否期間の見直しなどの法の改正により、平成 16 年当時、推計約 25 万人だった不法滞在者については平成 18 年時点において約 19 万人にまで減少することに成功しているが、不法就労者は依然として増加している（図 4-1、図 4-2 参照）。

不法滞在者・就労者が増えてしまう事の問題点は以下の通りである。厚生労働省による「外国人雇用状況報告結果」によると、外国人労働者の約 57.4%の人が製造業に従事している。ここから不法就労者の多くも製造業に従事していると考えられる。製造業は大きな機械などを操作するため大怪我をする可能性があるが、不法労働者は社会保険に入っていない、もしくは入っているにもかかわらず強制帰国を恐れて社会保険を適用しないことがあるため、まともな治療を受けることができないという可能性がある。つまり、不法就労者は「不法」であるがために、社会保険を受けることができないのである。

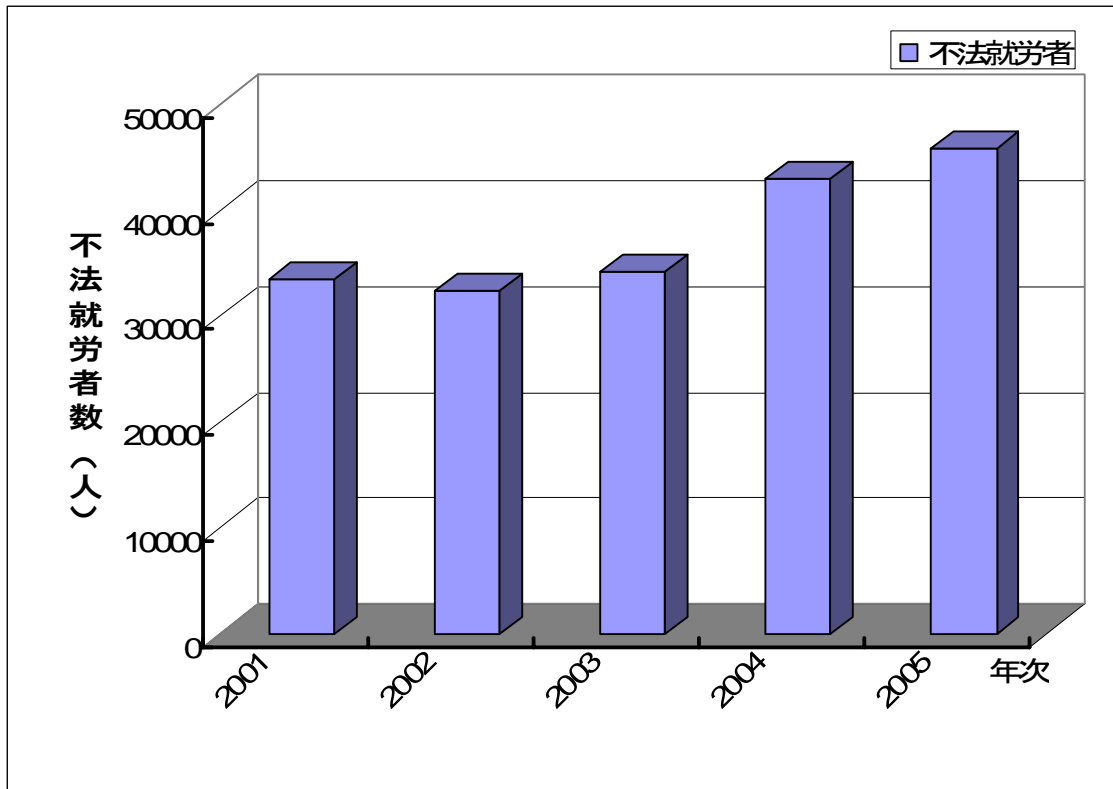
では、なぜ不法滞在者は減少しているにも関わらず不法就労が増加しているのだろうか。在留資格を有するものの内、不法滞在者の割合が大きい研修、興行、留学、就学をそれぞれ $X_1 \sim X_4$ とし、不法就労者を Y としてたてた推定式 $Y = aX_1 + bX_2 + cX_3 + dX_4 + \lambda$ (λ は誤差値) により分析を行った。分析結果によると、不法就労者数は研修数、就学数について正の相関を持っていることがわかった。つまり、就学者と研修生の増加が問題である、と言える。

【図 4-1 在留資格別不法在留者数の推移】



資料：入国管理局「不法残留者数」を基に作成

【図 4-2 不法就労者数の推移】



資料：警察庁「国際犯罪対策に関する統計等」を基に作成

4. 2. 1. 2 研修制度とその問題点

研修制度の本来の目的は、先進国たる日本が発展途上国の技術・技能の発展を手助けすることである。具体的には日本の企業で研修を行うことにより、技術・技能を身につけ、それにより母国の経済発展に貢献する、というものである。

問題点は企業側と研修生側に分けて考えられる。企業側の問題点としては、研修制度が本来の目的とかけ離れ、人材が不足している中小企業の労働力として利用されているということが挙げられる。この問題点の顕著な具体例として、KSD事件が挙げられる。KSD事件とは、小山孝雄・前自民党参院議員がKSDから外国人研修者の受け入れ期間を2年から3年に延長するための口利きを依頼され、その見返りとして賄賂を受け取ったという事が発覚したものである¹。このように、一部の企業が研修制度に対する誤った考えを持っていることは疑いが無く、また企業ごとにも手当ての未払いや人権侵害などの問題も起きている。

研修生側の問題としては、研修制度を利用し日本に入国して、その後不法滞在者となってしまうケースがあることである。このケースは、日本の高い賃金が外国人労働者にとって魅力的であり、アジア圏内での日本への労働流入圧力が高いことを示している。また、労働流入圧力が高いことを利用した悪質なブローカーの暗躍も問題となっている。実際に2005年の入国管理局の「不法残留者数」を見てみると、研修目的で入国した外国人54317人の内、3648人が不法残留者となっている。

¹ KSDとは「ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団」の略称であり、1990年の入管法改正で不法就労の外国人雇用に対する雇用主罰則規定が設けられたため、廃業する中小企業のKSD会員が続出したことがきっかけだった。そこで研修生受け入れ機関を設立し、中小企業に外国人労働者を提供する目的で研修生を受け入れようとした

以上のように、研修制度には二つの大きな問題点がある。第一に、一部の企業が研修制度を悪用して、労働力不足を研修期間を超過した外国人労働者で賄っている点であり、第二に、日本への労働流入圧力が高いために、研修生が研修期間を超過して不法就労化してしまう点である。第一点では企業が研修生を安価な労働力として捉えている点がそもそも問題であり、また実際に社会保障が手薄なために外国人労働者が安価な労働力となってしまう点も問題である。第二点では、研修生の管理およびブローカーの取り締まりが弱いことが問題である。

以上の二点を解決するために考えられることは、まず研修制度の抜本的な改革である。研修制度が不法就労の予備制度となってしまうことは明らかであり、本来の目的に沿うようにするには、研修を受け入れ企業先で行うのではなく、外国人専用の職業訓練学校を創設し、生活の保障をした上で研修を行うことが考えられる。さらに、企業の労働力不足が不法就労を促進していることを考えると、研修生を労働力として使用するのではなく、正式に外国人労働者を受け入れて労働力不足を補ったほうがより現実的である、と言える。その際、注意したいのは外国人労働者は安価な労働力では無い、と言う点である。前述したように外国人労働者に対する社会保障が手薄なために、外国人労働者が怪我をしてもまともな治療が受けられない、というのが現状である。これは日本企業、あるいは日本政府が外国人労働者を軽視していることを示している。日本の労働力として生産を行っている以上、最低限の保障は必要不可欠である。そのために必要なのは、年金、医療保険などの充実である。このうち、年金については自国の年金制度との二重支払いが問題となるが、これについては後述する二国間協定によって解決できると考えられる。さらに、不法就労者および悪質なブローカーについては、取締りを強化し、罰則を重くするなどして減少させることが必要である。

4. 2. 2 外国の例

前項では、現状の日本の入管法とその問題点について検証した。その結果、現在の入管法の問題点は、研修制度が不法就労の予備的的制度になってしまっていることであり、その解決のためには研修制度の抜本的な改革が必要であることを示した。さらに、企業の労働力不足に対処するには外国人労働者の正式な受け入れが必要である、と述べた。しかし、外国人労働者受け入れには、様々な問題がある。まず、外国人労働者は一旦受け入れるとその制御が難しい、ということである。特に、日本への労働流入圧力が高いことは前述した通りであり、受け入れに際しては、受け入れ数をコントロールできるような枠組みが必要不可欠である。以下では、まず外国人労働者を受け入れた外国について検証を行い、その問題点を明らかにしていく。

4. 2. 2. 1 ドイツ

西ドイツは第二次世界大戦後驚異的な経済成長を遂げたが、それに伴い労働力不足が深刻となった。このため政府は各国と二国間協定を結び労働者の募集活動を行なった。初期はイタリアやスペインなどの国の労働者が流入し、ベルリンの壁建設後はポルトガルやユーゴスラビアなどから労働者が流入したが、とりわけ流入が多かったのはトルコ出身者であった。

その後、第一次石油危機による経済への打撃とベビーブーム世代の労働市場参入が本格化することが予測されていたこともあり、政府は外国人労働者募集を原則停止するとともに労働市場テストを導入した。しかし国内の外国人労働者の長期滞在化、また彼らの家族呼び寄せにより、外国人数は増加の傾向をみせていった。帰国奨励金の支給などの政策による効果も一時的なものにとどまった。このため在留外国人の社会的統合が図られることになったが、東西ドイツ統一後の景気悪化によって試みは困難を迎えた。旧東ドイツ地域で失業が増加し、また冷戦の終焉やバルカン半島の情勢悪化によって他国から経済難民が大量に流入したため、労働市場が不安定になり、外国人労働者に対する国内感情は悪化、外国人襲撃事件

が續発した。現在ドイツでは他の先進国同様、非熟練労働者受け入れの規制を強めるとともに専門的技術を持つ労働者を積極的に募集している。2000年には情報通信分野で一定の学歴・技術を有するものに限り労働許可の取得を簡素化するグリーンカード制度を発足させた。また、これらの方針をすすめるため2005年には新移民法を施行させ、各種制度を整備した。一方で東欧諸国などを対象に二国間協定を結び、経済援助の目的のもと限定的に非熟練労働者を受け入れている。情報技術者の受け入れに関しては国内産業の立ち遅れから急務となっているが、言葉の壁などから獲得目標に届いていないのが現状である。

4. 2. 2. 2 シンガポール

シンガポールでは1970年代に入って高度成長が始まり、労働力が不足していった。これに対し同国では外国人労働力の導入を進めてきた。特に専門的技術を有する労働者に対しては受け入れ基準を緩め、積極的な獲得を狙っている。非熟練労働者の受け入れ規制に際しては、雇用税・雇用率制度を用いている。雇用税は外国人を雇用する際に一定額の税金を払う制度である。雇用率は各企業において外国人労働者が占める割合に上限を設けるものである。この2つを組み合わせることで、市場原理を利用しつつ細かいコントロールを行なうことが可能になるが、雇用税についてはその費用が労働者に転嫁される危険が高いなどの問題もある。

4. 2. 2. 3 アメリカ

本来は自由な移民体系を取っていたアメリカであったが、人種差別やアジア系労働者が低賃金で働くことに対する白人労働者の反発などの経済的利害から中国、日本、フィリピンの順に排斥されていった。

アジアからの移民停止の後、アメリカの民主主義の原則に反する移民法を改正。20世紀初頭、アジア系移民の扱いが難しいことを学習した西部の資本家がメキシコ系労働者を扱いやすい労働者として導入。季節労働者として利用でき一定期間の労働の後故郷に戻っていく彼らは魅力的であった。特に第一次世界大戦後は労働力不足のために流入は急増した。民間レベルで移民が開始されると、それは恒常的なものになり、さらに1942年のメキシコ—アメリカ間で締結されたブラセロ計画によりさらに強化されていった。しかし、ブラセロ計画に関係なく移入していく者も多く、それらは非合法移民として扱われた。1964年にブラセロ計画は廃止されたが、それ以降、非合法移民の流入が主流となっていった。不法滞在化や密入国の問題が深刻となっていったため、1986年には移民改革統制法が施行され、長期間不法滞在している者の合法化が図られるとともに、不法就労に対する雇用主の処罰、国境警備などの取り締まり強化が定められた。その後も各種法改正によって不法移民に対しては厳しい措置をとっている。現在、非移民の就労については在留資格制度での規制を行い、労働市場テストを非熟練労働者に対して行っている。

4. 2. 2. 4 まとめ

以上で見てきた各国の政策をまとめたいと思う。まずほとんどの国が労働市場テストを行っている。これは人手不足を自国内の求人によって賄うことが出来ないか、地域毎の雇用失業状況を調査した後不足分を外国人労働者として受け入れる、というものである。労働市場テストのメリットは国内市場を配慮した外国人労働者の受け入れが出来るということが挙げられる。また、シンガポールにおいて施行されている制度に、雇用率・雇用税がある。これは企業に対して外国人労働者を雇う場合は税金をかけ、労働の質によってその大きさを決定し、自国民と外国人の雇用率を定めるものである。これにより外国人労働者の数がある

程度コントロールでき、また企業の熟練労働者受け入れに対するインセンティブを高められると思われる。

4. 2. 3 外国人労働者受け入れ政策とその影響

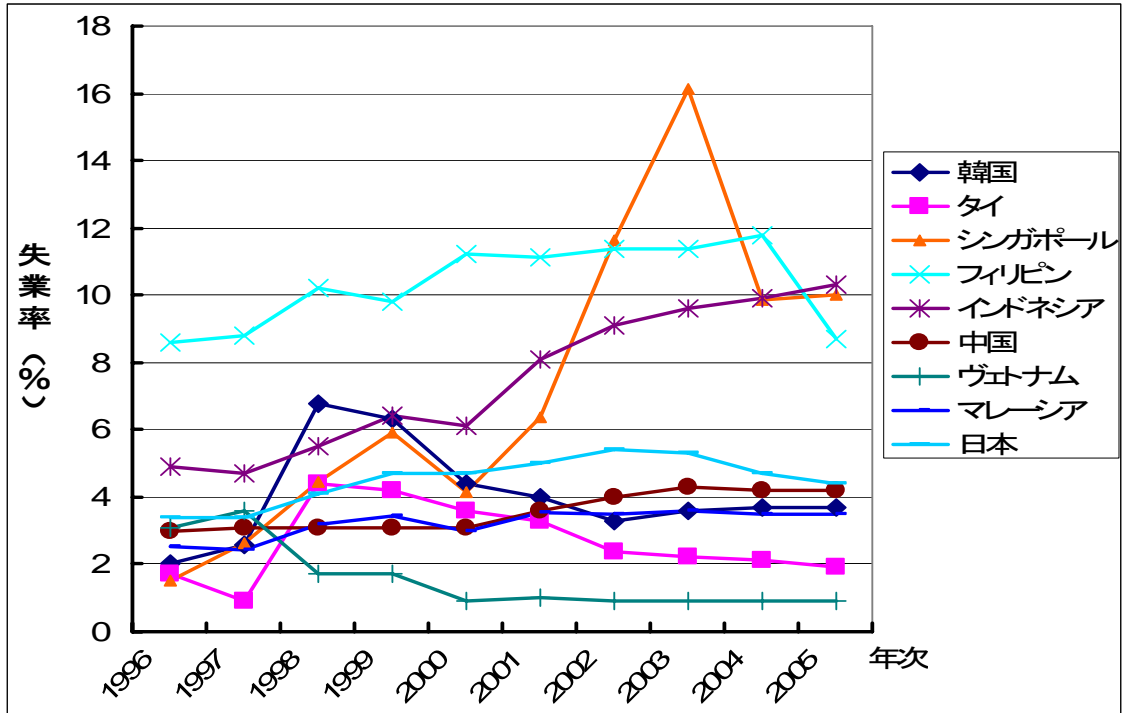
問題意識で見えてきたように現在の日本は少子高齢社会となっており、今後もそれは進展していく可能性は高い。そのため現在の GDP を維持するためには、また、一人当たり GDP を安定的に成長させていくためにも外国人労働者の受け入れは有益だと考えられる。また、実際に企業の労働力不足によって不法就労が促進されていることは明らかであり、業種によっては外国人労働者受け入れが急務である、と言える。私たちが前章で用いたマクロ計量モデルを使用して移民政策のシミュレーションを行うと、2011~2018 にかけて年間 100 万人ずつ、計 800 万人を受け入れたと仮定すると、GDP は 2035 年まで現状の水準を維持できる。しかし、他の国々の失敗から見て、外国人労働者を受け入れる際もっとも気を付けなければならないのは、必要以上の過剰な受け入れと自国民との競合である。それらを解消するための政策提言について述べていく。

4. 2. 3. 1 供給国への政策提言

ただ単に日本が外国人を受け入れるという政策を作ったとしたならば、ドイツが起こした失敗のように様々な国から過剰な労働輸入を行ってしまうことになるであろう。この過剰な労働輸入を阻止するために、厳選された国との二国間協定を結ぶという政策が必要である。二国間協定を行うべき具体的な国として、失業率がある程度高く人口増加率も高い国、つまり労働力人口が過剰であると考えられる国と結ぶのが有意であると考えられるから、現時点ではフィリピン、インドネシア、中国が上げられる（図 4-3 および図 4-4 からはシンガポールも二国間協定を行う上で適当な国だと思われるが、前述のとおりシンガポールは外国人労働の輸入国であるから、労働力人口が過剰とは考えられず含めていない）。これらの国から、国ごとに日本の景気によって変動する流動的な人数を制限し労働輸入を行うことが適当でアルトと考えられる。

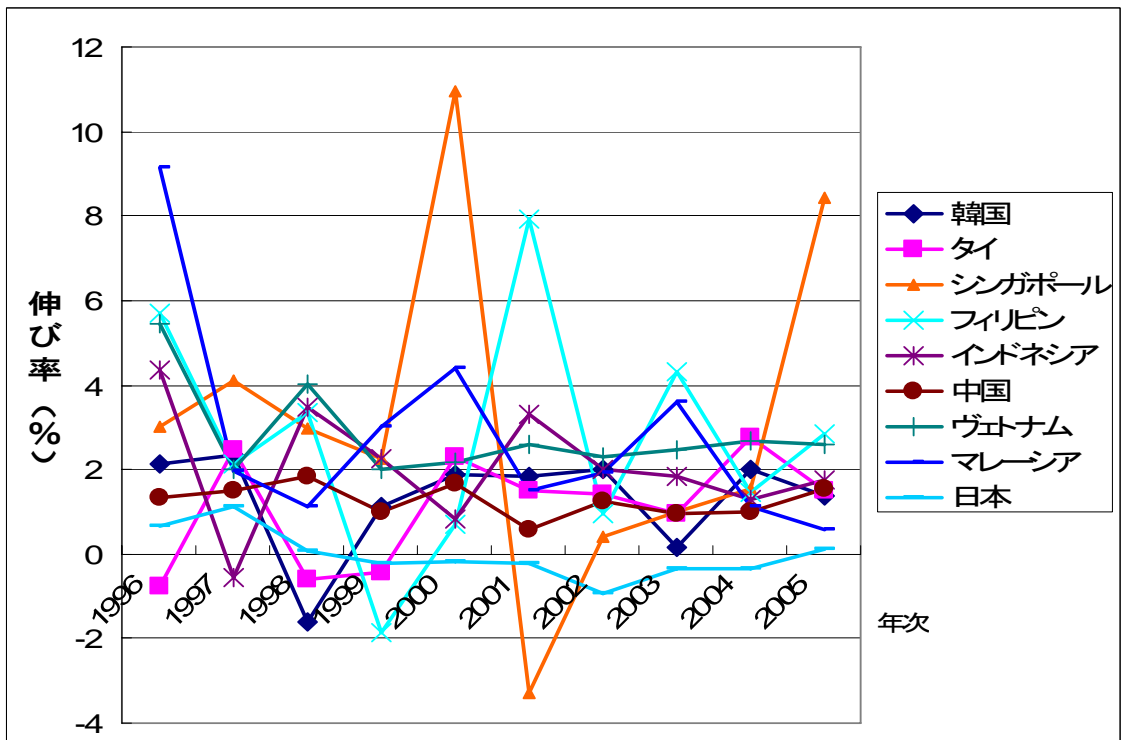
アジア諸国において、人口増加率には大きなばらつきがある。その中でも多いのはフィリピン・シンガポール・ヴェトナム・インドネシアなどである（図 4-3 参照）。しかしこれらの諸国、特にシンガポール、フィリピン・インドネシアにおいては失業率も高いことから、増加している人口を労働力として使いきれない傾向にあるように思われる（図 4-4 参照）。日本が外国人労働者受け入れによってこれらの余剰労働力を吸収することが出来たなら、アジア諸国の失業率はおおむね安定するであろうと考えられる。

【図 4-3 東アジア各国の失業率の推移】



資料 : ILO 「LABORSTA」、ADB を基に作成

【図 4-4 東アジア各国の労働力人口増加率の推移】



資料 : ILO 「LABORSTA」、ADB を基に作成

4. 2. 3. 2 需要国としての政策提言

この政策は、受け入れ人数のコントロールにより自国民との競合関係を無くするための政策である。具体的には、まず上記で説明した労働市場テストにより外国人労働者の需要を測り、その上で業種・企業ごとに全労働者に対する外国人労働者の割合を定め、さらに外国人労働者一雇うにつき一定の雇用税をかけるというものである。これによりの確な人数の外国人労働者を受け入れ、さらに企業においても税金がかかる割合も決められていることから過剰な外国人労働者の受け入れはなく、自国民との競合も起きにくいと考えられる。また、外国人労働者を学歴・技能・職種・職歴などの条件からポイントをつけそのポイントにより雇用税を変動するようにすることも考えられる。これにより、質の高い労働者をより多く受け入れることが出来ると考えられる。参考にシンガポールの例を図 4-5 に示している。

【図 4-5 シンガポールにおける雇用率・雇用税】

雇用率・雇上限		労働者の区分	税額	
建設業	シンガポール人 1 人 : 外国人 4 人		熟練	80
			非熟練	470
サービス業	第 1 種	全従業員の 30%	熟練	80
			非熟練	240
	第 2 種	31~40%	熟練・非熟練	500
製造業	第 1 種	40%	熟練	80
			非熟練	240
	第 2 種	41~50%	熟練	80
			非熟練	310
	第 3 種	51~60%	熟練・非熟練	500
海事業	シンガポール人 1 人 : 外国人 3 人		熟練	80
			非熟練	310
家内労働	なし		一般	295

チョン・リン・スー (2006) を基に作成

業種間においても雇用税、雇用率に差をつけ、労働者需要が大きいところに外国人労働者が流れるようにすることも考えられる。海外の例を参考にすると製造業、建設業、介護・医療などに労働流入圧力がかかるような形になっている。特に介護など今後高齢化社会が強まっていく上で需要が増加すると見られる業種について、雇用税の引き下げや雇用率を高めるなどして重点的に外国人労働者受け入れを促すのが良いと考えられる。

4. 2. 3. 3 国民の意識改革

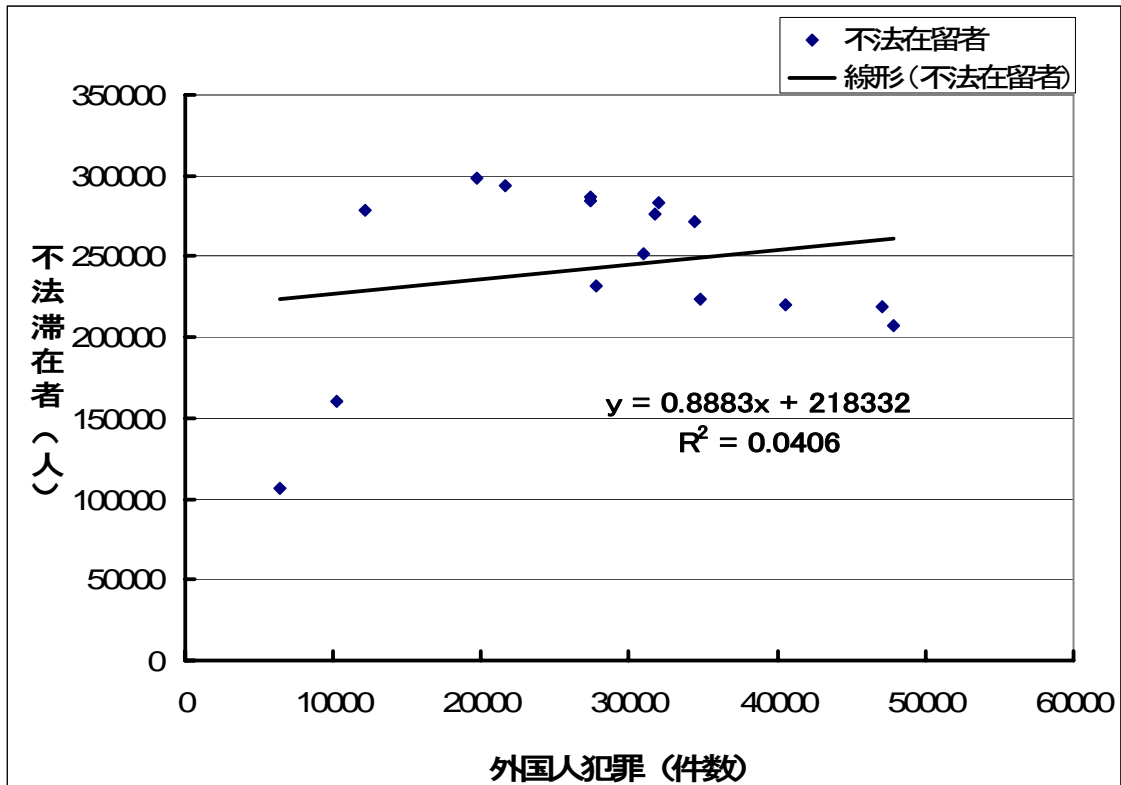
外国人労働者の大量の受け入れに対して、日本国民がもっとも危惧していることは外国人による治安の悪化である、と言える。内閣府が平成 16 年 7 月に実施した「治安に関する世論調査」(複数回答可)によると、治安が悪くなったと思う理由として、外国人の不法滞在者が増えたから、という項目が 54.4% で一位となっている。しかし、実際には平成 16 年は度重なる入管法の改正により不法在留者が減少の傾向に向かっている時期である。また、1990~2005 年の外国人犯罪数と不法在留者の関係を分析してみても相関関係は全くないといえる結果となった(図 4-6 を参照)。つまり、治安の悪化と不法在留者の関係はきわめて薄いと結論できるので、日本国民の考えは間違っている可能性が高いと言える。また、外国人犯罪率に関しては、2004 年、2005 年においては日本人犯罪率より高いものの、2000~2004 においては日本人犯罪率の方が外国人犯罪率よりも高い(図 4-7 を参照)。つまり、

日本国民は先入観により外国人の犯罪率が高いと考え、外国人を受け入れることに否定的であると考えられるが、この考えは前述したように根拠の無いものである。

このように、多くの日本国民は外国人は犯罪率が高く外国人労働者を大量輸入すると治安が悪化すると誤解している。この考え方を正さない限り外国人労働者受け入れは困難であるし、また受け入れに成功しても偏見や差別など人権侵害問題が起こる可能性が高いことは疑う余地が無い。そのため、国民の意識改革も外国人労働者受け入れ政策の一つとして加えなければならない。

具体的には小学校などの幼少教育の段階で、大使館に訪問などのカリキュラムを加えることによって偏見をなくすことや、外国人に対する正しい報道などにより、外国人への間違った固定観念を作らないようにするという事が挙げられる。

【図 4-6 不法滞在者と外国人犯罪件数の分布図】



資料：入国管理局「不法残留者数」、警察庁「国際犯罪対策に関する統計」を基に作成

【図 4-7 外国人犯罪率と日本人犯罪率の推移】



資料：入国管理局「外国人登録者数」、警察庁「捜査活動に関する統計」「国際犯罪対策に関する統計」、総務省統計局「人口推計」を基に作成

4. 3 政策提言のまとめ

以上のように、私たちは子育て支援政策について、および外国人労働者受け入れ政策について検討を行った。子育て支援政策は少子化に歯止めをかけ、また合計特殊出生率を上昇させる政策である、と言える。また、外国人労働者受け入れ政策は、少子高齢化によって進行する労働力不足への対策である、と言える。二つの政策は、一見何の関連も無いように見えるが、前者は私たちの問題意識である「少子高齢化による労働力不足」を、根源的に少子化を是正することで解決する政策提言であり、後者は「労働力不足」に的を絞って、外国からの労働力の流入によって直接的に解決する政策提言である。私たちは、この二つの政策提言を併用することで、少子高齢化による労働力不足は完全な解決をみるのではないかと考える。なぜなら少子化を是正する政策は、施策から実際に政策の効果が出るまでにある程度の期間が必要なものであり、政策の効果が出るまでの期間は少子化による労働力不足を免れないからである。そこで、少子化対策を補完する形で外国人労働者受け入れ政策を行うことで、少子化対策の政策の効果が現れるまでの労働力不足も解決できる、と思われるからである。この考えに乗っ取り、私たちは今回少子化対策と外国人労働者受け入れ政策を組み合わせる政策提言を行った。この政策提言はあくまで一例であり、施策の方法についてはより実務的な議論が必要であろう。しかし、いずれにしても少子化対策と外国人受け入れ政策は組み合わせるべきである、ということは、本論文の分析および将来推計からも明らかなのではないかと思われる。

終わりに

本論文では、少子高齢化が進行することで我が国全体の労働力率が低下する、ということの問題意識として掲げ、少子化の要因についての実証分析と、政策の効果を検討するための将来シミュレーションを行った。その結果、少子化は晩婚化・非婚化などの夫婦の結婚行動のみならず、夫婦の出産行動が大きな要因として挙げられることがわかった。また、子育て支援政策について日本と EU 諸国との比較検討を行った結果、日本は EU 諸国に比べ、子育て支援政策の水準が低いことが示された。さらに、女性の労働力率と少子化の相関関係について日本および EU 諸国での分析を行ったところ、日本では女性の労働力率と少子化について相関関係が確認されたのに対して、EU 諸国では女性の労働力率と少子化の間に相関関係は確認できなかった。これにより、少子化の真の要因は、日本が子供を育てにくい社会であるからではないか、と推測できた。また、将来シミュレーションでは、女性の雇用促進、高齢者の雇用促進は効果があまり大きくないこと、また、少子化が是正されずに進んだ場合、日本は「万年不況」とも言える、停滞した経済社会になる可能性があることが示された。

これを受け、本論文では少子化への対策として、育児休暇の適正な企業への責任付け、育児の質コストの軽減など、子育て支援政策を中心に政策提言を行った。また、労働力不足への対策として、二国間協定による労働力受け入れ、労働市場テストやポイント制、雇用税や雇用率を制限した外国人労働者の登用などについて政策提言を行った。ここで注意が必要なのは、少子化への対策、および労働力不足への対策は、総合補完的な役割を担っており、二つの政策を混合して行うことで、少子高齢化による労働力不足を早い段階から、また、長期的に解決することができる、ということである。

以下に、今後の研究課題を挙げて、結びに変える。

- ① 労働力不足とは別の観点からマクロ経済を見たときに技術進歩率が重要になってくること。また、技術進歩率を高い水準で維持することが可能なのか、また、可能であるならば、その様な方法で技術進歩を拡大していくべきなのか、議論の余地を残している。
- ② 本論文では、政府財政および一般政府財政について多く触れていないこと。経済面だけではなく、財政面からの検討も必要であると思われる。
- ③ 外国人労働者受け入れにかんしては、議論の余地を残している。すなわち、企業がコストの安さのみで外国人労働者を雇い、劣悪な環境で働かせることがあり得ることである。また、実際にどの国と二国間協定を結ぶべきなのかについては、本論文ではほとんど言及していない。
- ④ 外国人受け入れの際に、外国人労働者の質をどのように勘案するかについても、未だ議論の余地を残している。

補足資料

方程式一覧

《経済部門》

[1] 国民総生産（実質）

ANNUAL DATA FOR 23 PERIODS FROM 1981 TO 2003
 $\text{LOG}(\text{GDP}/\text{HOUR}*\text{NEQ})=0.493842*\text{LOG}((\text{SKP}[-1])/(\text{HOUR}*\text{NEQ}))-0.587352$
 (52.60531)
 Adjusted R-squared 0.992110
 Durbin-Watson stat 0.964685

[2] 国民総生産（名目）

$\text{GDPN}=\text{PGDP}*\text{GDP}/100$

[3] 民間企業資本ストック

$\text{SKP}=\text{SKP}[-1]+\text{INRN}-\text{DKP}$

[4] 純除去額

$\text{DKP}=\text{RDKP}*\text{SKP}[-1]$

[5] 固定資本減耗

ANNUAL DATA FOR 23 PERIODS FROM 1981 TO 2003
 $\text{DEP}=0.094204*\text{SKP}[-1]+6189.923$
 (28.03178)
 Adjusted R-squared 0.972731
 Durbin-Watson stat 0.260024

[6] その他の経常移転（純）

$\text{TRNF}=\text{RTRNF}*\text{GDPN}/100$

[7] 国民所得（要素価格表示）

$\text{NY}=\text{WXL}+\text{WIML}$

[8] 雇用者報酬および営業余剰、混合所得

$\text{WXL}=\text{GDPN}-\text{DEP}-\text{TI}+\text{SUB}-\text{DISC}$

[9] 海外からの雇用者報酬、財産所得（純）

$\text{WIML}=\text{RWIML}*\text{GDPN}/100$

[1 0] 可処分所得 (非一般政府)

$$YDP = GDPN - DEP - CGN - SG + TRNF - DISC$$

[1 1] 貯蓄率 (非一般政府)

ANNUAL DATA FOR 23 PERIODS FROM 1981 TO 2003

$$RSP = 12.37445 * (SSB / NO65) / (GDPN / NO1564) - 32.52810 * NO65 / POP$$

$$(3.326691) \quad (-3.475845)$$

$$+ 0.283945 * (GDP / POP - GDP[-1] / POP[-1]) + 0.283945 * DUM1981$$

$$(1.235562) \quad (2.855671)$$

$$- 1.881146 * DUM1995 + 2.392256 * SUM2003 + 14.53020$$

$$(-2.730051) \quad (2.889990)$$

Adjusted R-squared 0.900872

Durbin-Watson stat 2.513507

[1 2] 貯蓄 (非一般政府)

$$SP = RSP * YDP / 100$$

[1 3] 企業設備投資

ANNUAL DATA FOR 23 PERIODS FROM 1981 TO 2003

$$INRN = 0.758874 * INRN[-1] + 0.373769 * SP - 4134.882$$

$$(6.857813) \quad (1.458871)$$

Adjusted R-squared 0.877526

Durbin-Watson stat 0.968167

[1 4] 住宅投資

ANNUAL DATA FOR 23 PERIODS FROM 1981 TO 2003

$$(IRN / PIR) / (YDP / CPI) * 100 = 10297.34 * 1 / (YDP / CPI * 100) * 100 +$$

$$(3.647440)$$

$$66.11026 * NO1564 / POP - 0.136633 * KFR[-1] / (YDP / CPI * 100) * 100$$

$$(4.675974) \quad (-2.968904)$$

$$- 1.028237 * DUM1985 - 0.696525 * DUM1991 + 1.045091 * DUM1996$$

$$(-2.251496) \quad (-1.485898) \quad (2.298987)$$

$$- 30.73904$$

Adjusted R-squared 0.845123

Durbin-Watson stat 1.756426

[1 5] 純固定資産 (住宅)

$$KFR = (1 - RREPR / 100) * KFR[-1] + IRN / PIR * 100$$

[1 6] 民間最終消費支出

$$CPN = YDP = SP$$

《一般政府部門》

[1] 生産、輸入品に課せられる税

$$TI = TIC + TIO$$

〔2〕付加価値型税

$$TIC=RTIC*(CPN+CGN+IRN)*100$$

〔3〕輸入関税、その他の税

ANNUAL DATA FOR 24 PERIODS FROM 1980 TO 2003

$$\text{LOG}(TIO)=0.656195*\text{LOG}(GDPN)+1.733132$$

(13.26228) (2.709256)

Adjusted R-squared 0.883773

Durbin-Watson stat 0.449221

〔4〕最終消費

ANNUAL DATA FOR 24 PERIODS FROM 1980 TO 2003

$$\text{LOG}(CGN)=1.200899*\text{LOG}(GDPN)-4.532331$$

(16.87184)

Adjusted R-squared 0.928259

Durbin-Watson stat 0.100067

〔5〕社会保障給付

ANNUAL DATA FOR 24 PERIODS FROM 1980 TO 2003

$$SSB=2053.686*UR+803.9390*W+427052.8*NO65/POP-39295.82$$

(4.002365) (9.120226) (16.58108)

Adjusted R-squared 0.998531

Durbin-Watson stat 0.853194

〈賃金・価格部門〉

〔1〕雇用者1人当たりの賃金俸給

ANNUAL DATA FOR 23 PERIODS FROM 1981 TO 2003

$$W=0.362744*W[-1]+0.374363*NY[-1]/NE[-1]+4.694600$$

(2.507161) (3.789395)

Adjusted R-squared 0.989774

Durbin-Watson stat 0.895831

〔2〕卸売物価

ANNUAL DATA FOR 24 PERIODS FROM 1980 TO 2003

$$WPI=-0.004860*LP+0.922876*W+0.095845*PIM+92.89442$$

(-11.58146) (6.868360) (7.904283)

Adjusted R-squared 0.965323

Durbin-Watson stat 0.933587

〔3〕消費者物価

ANNUAL DATA FOR 23 PERIODS FROM 1981 TO 2003

$$CPI=0.521018*CPI[-1]+0.692175*W+0.126296*WPI+7.672755$$

(5.9122668) (5.910954) (3.110356)

Adjusted R-squared 0.993076

Durbin-Watson stat 1.497360

〔4〕 GDPデフレーター

ANNUAL DATA FOR 23 PERIODS FROM 1981 TO 2003
 $PGDP=0.281117*CPI+0.290192*PINR+0.576619*PGDP[-1]-15.14351$
 (3.229190) (9.301066) (6.714238)
 Adjusted R-squared 0.992535
 Durbin-Watson stat 1.136519

〔5〕 住宅投資デフレーター

ANNUAL DATA FOR 23 PERIODS FROM 1981 TO 2003
 $PIR=0.969334*PIR[-1]+0.069957*WPI-3.592223$
 (14.00110) (0.715820)
 Adjusted R-squared 0.950400
 Durbin-Watson stat 1.422055

《労働部門》

〔1〕 失業率

ANNUAL DATA FOR 22 PERIODS FROM 1982 TO 2003
 $UR=0.00000845*(GDP[-1]-GDP[-2])-0.016829*(LF-LF[-1])$
 (0.473733) (-6.266275)
 $+1.080337*DUM2000-1.408265*DUM1994-1.105783*DUM1985$
 (2.176635) (-2.665528) (-2.169549)
 Adjusted R-squared 0.782825
 Durbin-Watson stat 2.023091

〔2〕 労働生産性

$LP=GDP/((HOUR/176)*NE)*100$

〔3〕 労働力人口 (男子 : 15~19 歳)

$LFM1519=RLFM1519*NOM1519/100$

〔4〕 労働力人口 (男子 : 20~24 歳)

$LFM2024=RLFM2024*NOM2024/100$

〔5〕 労働力人口 (男子 : 25~29 歳)

$LFM2529=RLFM2529*NOM2529/100$

〔6〕 労働力人口 (男子 : 30~34 歳)

$LFM3034=RLFM3034*NOM3034/100$

〔7〕 労働力人口 (男子 : 35~39 歳)

$LFM3539=RLFM3539*NOM3539/100$

〔8〕 労働力人口 (男子 : 40~44 歳)

$LFM4044=RLFM4044*NOM4044/100$

〔9〕 労働力人口 (男子 : 45~49 歳)

$$\text{LFM4549} = \text{RLFM4549} * \text{NOM4549} / 100$$

[1 0] 労働力人口 (男子 : 50~54 歳)

$$\text{LFM5054} = \text{RLFM5054} * \text{NOM5054} / 100$$

[1 1] 労働力人口 (男子 : 55~59 歳)

$$\text{LFM5559} = \text{RLFM5559} * \text{NOM5559} / 100$$

[1 2] 労働力人口 (男子 : 60~64 歳)

$$\text{LFM6064} = \text{RLFM6064} * \text{NOM6064} / 100$$

[1 3] 労働力人口 (男子 : 65 歳以上)

$$\text{LFM6574} = \text{RLFM6574} * \text{NOM6574} / 100$$

[1 4] 労働力人口 (男子 : 合計)

$$\text{LFM} = \text{LFM1519} + \text{LFM2024} + \text{LFM2529} + \text{LFM3034} + \text{LFM3539} + \text{LFM4044} + \text{LFM4549} \\ + \text{LFM5054} + \text{LFM5559} + \text{LFM6064} + \text{LFM6574}$$

[1 5] 労働力人口 (女子 : 15~19 歳)

$$\text{LFF1519} = \text{RLFF1519} * \text{NOF1519} / 100$$

[1 6] 労働力人口 (女子 : 20~24 歳)

$$\text{LFF2024} = \text{RLFF2024} * \text{NOF2024} / 100$$

[1 7] 労働力人口 (女子 : 25~29 歳)

$$\text{LFF2529} = \text{RLFF2529} * \text{NOF2529} / 100$$

[1 8] 労働力人口 (女子 : 30~34 歳)

$$\text{LFF3034} = \text{RLFF3034} * \text{NOF3034} / 100$$

[1 9] 労働力人口 (女子 : 35~39 歳)

$$\text{LFF3539} = \text{RLFF3539} * \text{NOF3539} / 100$$

[2 0] 労働力人口 (女子 : 40~44 歳)

$$\text{LFF4044} = \text{RLFF4044} * \text{NOF4044} / 100$$

[2 1] 労働力人口 (女子 : 45~49 歳)

$$\text{LFF4549} = \text{RLFF4549} * \text{NOF4549} / 100$$

[2 2] 労働力人口 (女子 : 50~54 歳)

$$\text{LFF5054} = \text{RLFF5054} * \text{NOF5054} / 100$$

[2 3] 労働力人口 (女子 : 55~59 歳)

$$\text{LFF5559} = \text{RLFF5559} * \text{NOF5559} / 100$$

[2 4] 労働力人口 (女子 : 60~64 歳)

$$\text{LFF6064} = \text{RLFF6064} * \text{NOF6064} / 100$$

[2 5] 労働力人口 (女子 : 65 歳以上)

$$LFF65=RLFF65*NOF6574/100$$

[2 6] 労働力人口 (女子 : 合計)

$$LFF=LFF1519+LFF2024+LFF2529+LFF3034+LFF3539+LFF4044+LFF4549 \\ +LFF5054+LFF5559+LFF6064+LFF6574$$

[2 7] 労働力人口 (合計)

$$LF=LFM+LFF$$

[2 8] 質換算労働力人口 (男子 : 合計)

$$LFMQ=WDM1519*LFM1519+WDM2024*LFM2024+WDM2529*LFM2529 \\ +WDM3034*LFM3034+WDM3539*LFM3539+WDM4044*LFM4044 \\ +WDM4549*LFM4549+WDM5054*LFM5054+WDM5559*LFM5559 \\ +WDM6064*LFM6064+WDM65*LFM6574$$

[2 9] 質換算労働力人口 (女子 : 合計)

$$LFMQ=WDF1519*LFF1519+WDF2024*LFF2024+WDF2529*LFF2529 \\ +WDF3034*LFF3034+WDF3539*LFF3539+WDF4044*LFF4044 \\ +WDF4549*LFF4549+WDF5054*LFF5054+WDF5559*LFF5559 \\ +WDF6064*LFF6064+WDF65*LFF6574$$

[3 0] 質換算労働力人口 (合計)

$$LFQ=LFMQ+LFFQ$$

[3 1] 就業者数

$$NE=LF*(1-UR/100)$$

[3 2] 質換算就業者数

$$NEQ=LFQ*(1-UR/100)$$

《変数一覧》

変数	名称	単位
CGN	一般政府最終消費支出	10 億円
CPI	消費者物価	1995 年基準
CPN	民間最終消費支出	10 億円
DEP	固定資本減耗	10 億円
DISC (※)	統計上の不突合	10 億円
DUM * (※)	ダミー変数 (XX 年 = 1, その他 = 0)	
GDP	国民総生産 (実質)	10 億円
GDPN	国民総生産 (名目)	10 億円
HOUR (※)	月間実労働時間	時/月
INRN	企業設備投資	10 億円
IRN	住宅投資	10 億円
KFR	純固定資産 (実質: 住宅)	10 億円
LF	労働力人口 (合計)	万人
LFF	労働力人口 (女子: 合計)	万人
LFFQ	質換算労働力人口 (女子: 合計)	万人
LFF * *	* ~ * 歳労働力人口 (女子)	万人
LFM	労働力人口 (男子: 合計)	万人
LFMQ	質換算労働力人口 (男子: 合計)	万人
LFM * *	* ~ * 歳労働力人口 (男子)	万人
LFQ	労働力人口 (合計)	万人
LP	労働生産性	1000 円/人
NE	就業者数	万人
NEQ (※)	質換算就業者数	万人
NO1564 (※)	15~64 歳人口	万人
NO65 (※)	65 歳以上人口	万人
NOF * * (※)	* ~ * 歳人口 (女子)	万人
NOM * * (※)	* ~ * 歳人口 (男子)	万人
NY	国民所得 (要素費用表示)	10 億円
PGDP (※)	GDP デフレーター	1995 年基準
PIM (※)	輸入等デフレーター	1995 年基準
PINR	企業設備投資デフレーター	1995 年基準
PIR (※)	住宅投資デフレーター	1995 年基準
POP	総人口	万人
RLFF * *	労働力人口 (女子: * 歳 ~ * 歳)	万人
RLFM * * (※)	労働力人口 (男子: * 歳 ~ * 歳)	万人
RREPR	固定資本減耗率 (実質: 住宅)	%
RSP (※)	貯蓄率 (非一般政府)	%
RTIC (※)	付加価値型税率	%
RTRNF (※)	TRNF/GDPN*100	
RWIML (※)	WIML/GDPN*100	
SG	貯蓄 (一般政府)	10 億円
SP	貯蓄 (非一般政府)	10 億円
SSB (※)	社会保障給付	10 億円
SUB	補助金	10 億円
TI	生産・輸入品に課せられる税	10 億円
TIC	付加価値型税	10 億円

変 数	名 称	単 位
TIO	輸入関税・その他の税	10 億円
TRNF	その他の経常移転（純）	10 億円
UR	失業率	%
W	雇用者一人当たり賃金・棒給	1000 円/人
WDF ** (※)	年齢階層別労働力率（女子：* 歳～* 歳）	%
WDM ** (※)	年齢階層別労働力率（男子：* 歳～* 歳）	%
WIML	海外からの雇用者報酬・混合所得	10 億円
WPI	卸売物価指数	1995 年基準
WXL	雇用者報酬・営業余剰	10 億円
YDP	可処分所得（非一般政府）	10 億円

注) 外生変数は (※) で示されている。

参考文献・データ出典

《先行論文》

加藤久和（2001）「マクロ経済,財政および社会保障の長期展望--供給型計量経済モデルによる分析 (特集:社会保障のマクロ計量分析)」『季刊社会保障研究』37(2) (通号 153)、p112～115

加藤久和（2004）「将来人口シナリオに基づく経済社会の将来像--マクロ計量モデルによるシミュレーション」『中央大学経済研究所年報』35、p237～285

稲田義久（1992）「年金制度の計量分析--日本経済の成長経路をめぐって」『季刊社会保障研究』27(4)、p395～421

本田豊（2003）「日本経済長期マクロ計量モデルの作成の試み」『政策科学』10(2) (通号 22)、p95～110

山口一男（2005）「パネル論文 少子化の決定要因と対策について--夫の役割、職場の役割、政府の役割、社会の役割」『家計経済研究』(66)、p57～67

山口一男. (2005a) .「少子化の決定要因と対策について：夫の役割、職場の役割、政府の役割、社会の役割」『家計経済研究』(66)、57～67.

岩澤美帆（2005）「人口学からみた少子化 (シンポジウム特集:少子化をめぐって)」『家族研究年報』(31)、p2～17

岩澤美帆（2004）「非正社員の悩み 常用労働化しても育休とれない (子供を産めない職場の現実)」『毎日新聞社 / 毎日新聞社 [編]』82(65) (通号 3724)、p80～81

岩澤美帆（2002）「近年の期間 T F R 変動における結婚行動および夫婦の出生行動の変化の寄与について」『人間問題研究』58 (3)、p15～44

津谷典子（2004）「少子化の社会経済的要因」『学術の動向』(7)、p14～18

阿藤誠. (1982)「わが国最近の出生率低下の分析」『人口問題研究』(5)、p17～24.

樋口美雄（2004）「高就業率で低出生率は本当か」『エコノミスト』11月30日号、p79

《参考文献》

中本博皓（2001）『日本経済と外国人労働者政策』 税務経理協会

小倉充夫国際移動論（1997）『移民・移動の国際社会学』 三嶺書房

山口一男（2005）『RIETI Policy Analysis Paper No.6 少子化の決定要因と具体的対策平成』
経済産業研究所

ハローワーク通信 vol7 平成 17 年 10 月号（毎月 1 回発行）編集 大森公共職業安定所 産
業雇用情報官

作間逸雄（2003）『SNA がわかる経済統計学』 有斐閣

《データ出典》

Street fighter EDGER <<<http://app.blog.livedoor.jp/stardom/tb.cgi/50256120>>>

ヤーウェイは世界を沸かす <<<http://app.blog.livedoor.jp/stardom/tb.cgi/50261471>>>

内閣府ホームページ <<<http://www.esri.cao.go.jp/index.html>>>

警察庁ホームページ <<<http://www.npa.go.jp/>>>

入国管理局ホームページ <<<http://www.immi-moj.go.jp/index.html>>>

ILO LABORSTAホームページ <<<http://laborsta.ilo.org/>>>

ADBホームページ <<<http://www.adb.org/>>>

独立行政法人 労働政策研究・研修機構ホームページ <<<http://www.jil.go.jp/index.htm>>>

参議院ホームページ <<<http://www.sangiin.go.jp/>>>

JETRO日本貿易振興機構ホームページ <<<http://www.ietro.go.jp/indexj.html>>>

厚生労働省ホームページ <<<http://www.mhlw.go.jp/>>>

国立社会保障・人口問題研究所ホームページ <<<http://www.ipss.go.jp/>>>

日本銀行ホームページ <<<http://www.boj.or.jp/>>>

総務省統計局ホームページ <<<http://www.stat.go.jp/>>>